

本日の会議に付した事件

令和2年第3回山元町議会定例会（第3日目）

令和2年9月2日（水）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、4番大和晴美君、5番渡邊千恵美君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、山元町議会先例94番により40分以内とします。なお、同96番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理して、通告外にわたらないよう注意してください。

また、答弁される方は簡明にされますようお願いいたします。

議 長（岩佐哲也君）9番岩佐孝子君の質問を許します。岩佐孝子君、登壇願います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。9番。おはようございます。9番、岩佐孝子です。

ただいまから令和2年第3回山元町議会定例会において、大きく3件、7点について一般質問をいたします。

震災から9年6カ月が経過しようとしています。昨日は、関東大震災から97年目。そして、防災の日でもありました。我が町の復興事業は、生活基盤となる住居が整備された新市街地、コミュニティーの場となる生活センター、避難道路が整備されてきています。

しかし、震災で危険区域に指定された1種、2種区域の取り残されてしまっている方々がおられます。被災者でありながら、支援に差異があることは納得できません。苦しんでおられる方々がまだまだおられます。この状況を忘れては復旧・復興から再建・再生・再興はあり得ないのではないのでしょうか。この津波による甚大な被害や避難の状況などを後世に伝承し、東日本大震災の風化防止と防災意識の向上目的として震災遺構として保存整備してきた山元町震災遺構中浜小学校が今月26日に開館、一般公開開始となります。町民はもちろん、全国の方々にも防災意識を高めるための施設として大いに活用していただきたいものです。

また、昨年の台風や豪雨による災害により、河川や道路の改修工事はコロナ感染症の影響により、なかなか進んでおりません。大雨のたびごとに、そして今、やってきている台風のたびごとに河川の氾濫、住宅街の浸水が心配されます。安全・安心して住み、生活し、みんなが生き生きと輝き続けられる、住んでよかったと言えるまちづくりの観点から一般質問をいたします。

私たち大人は車での移動が多いんです。それによってあまり気づいていない点が多くあります。その1つに、大型トラックの走行が多い中、徒歩や自転車で通学している小中学生、その小学生とともに私は徒歩、そして自転車で町を巡り歩きました。そして多くのことに気づかせていただきました。

そこで1件目。町道・農道の整備についてであります。

町民が当たり前と言える日常生活を安全・安心に過ごせる道路環境整備が必要であり、既設の町道・農道において外側線や停止線が消えている箇所が多く見受けられます。また、側溝や歩道及び防犯灯についても整備が不十分な箇所が多く見受けられます。このことから、事故防止のため早急に対応すべきと考えます。

1点目。町道・農道の消えている外側線や停止線を早急に調査し、引き直す考えはないか。昨日の回答の中にもありました。調査はしているがというふうなところまでは回答はありました。その後の回答を願いたいと思います。

2点目。側溝や歩道の破損箇所などを早急に調査し、修繕する考えはないか。大雨などで陥没したり、凸凹になっているところが非常に見受けられます。そういうところからでございます。

そして、3点目。防犯灯の増設や消えている防犯灯、消えかかっている防犯灯を早急に調査し、LED化を図る考えはないか。

そして、2件目。人材を生かしたまちづくりであります。

過疎化、少子高齢化、農業後継者不足などの課題解決のため人材を生み出し、活気のあるまちづくりが必要です。

そういうことから、1点目。震災から約10年が経過し、役場では年々、派遣職員数が減少しております。マンパワーの安定的な確保に向けて新規採用の職員数を計画的に増やす計画はないか。

そして、2点目。今年度から開始した包括業務委託による新たな問題の発生や弊害は起きていないのか。

3点目。少子高齢化の問題解決や地域活性化を図るため、地域おこし協力隊を導入しておりますけれども、今後の取組について拡大及び延長する考えはないのか。

3件目に入ります。

大分、沿岸部の農地も整備されてきました。そこで、東部地区農地整備事業における農地、非農用地の活用について3件目でお伺いします。

1点目。当町の基幹産業である農業については、東部地区において震災後に整備された農地で農作業が再開されています。沿岸部のさらなる復興、再生を考え、東部地区農地整備事業における非農用地の利活用について現在どのように考え、計画しているのか。

以上について、質問いたします。町長の誠意ある前向きな回答を求め、私の一般質問をさせていただきます。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐孝子議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、町道・農道の整備についての1点目、町道・農道の消えている外側線や停止線の引き直しについて及び2点目、側溝や歩道の破損箇所の調査・修繕についてですが、どちらも町道及び農道の維持管理として関連がありますので、一括してご回答いたします。

町道及び農道の外側線や停止線破損箇所等につきましては、定期的なパトロールの結果や各行政区からのご要望等を踏まえ、軽微なものについては年間維持管理業者にて早期に補修するとともに、必要なものは別途工事を発注し対応しております。

しかしながら、町が管理している町道・農道は合わせて897路線、約427キロメートルであり、現在は震災復興や震災以前からの課題である排水対策や道路改良を優先して取り組んでいることから、全線にわたる詳細な調査及び対応が困難であり、今後も引き続き現地の状況把握に努め、優先順位をつけて適正な維持管理に努めてまいります。

次に、3点目。防犯灯のLED化の推進についてですが、LED防犯灯は消費電力が少なく長寿命であり、経年劣化等による不具合が生じにくいことから、県が実施している宮城環境交付金事業を活用した整備を進めているところであります。今後も計画的にLED化を進めてまいりたいと考えております。

次に、大綱第2。人材を生かしたまちづくりについての1点目。マンパワーの安定的な確保に向けた取組についてですが、今年度で復興創生期間が満了となることに伴い、来年度においては派遣職員の大幅な減少が見込まれているところであります。このことは、かねてからの懸案事項であることから、町ではここ数年、定年退職等による補充分の新規採用職員に加え、即戦力となる任期付職員の採用も並行して行い、優秀な人材を積極的に採用するなど持続可能な組織運営に努めてまいりました。

今後の見込みといたしましては、派遣職員の業務スキルの継承を段階的に行うべく、当面は任期付職員と新規採用職員の採用活動を継続し、急激な組織の新陳代謝により機能不全とならないようソフトランディングを図ってまいります。

なお、今後の計画的な職員採用に当たっては、復興事業の進捗と終息状況を見据えながら、震災後に整備した施設の管理運営や交流促進、観光振興、子育て定住事業等の充実、新たな行政ニーズへの対応など、各課室等が取り組む事務事業量の推移を総合的に勘案するとともに、さらには課題を解決し、成果を上げるための必要なマンパワーを含め職員の適正規模はいかにあるべきか、今後の組織再編の必要性と併せて慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目。今年度から開始した行政事務包括業務委託による新たな問題の発生と弊害についてですが、本業務については地方公務員法の改正により、臨時的任用職員の任用が厳格化されたことに伴い、町が任用している臨時的任用職員の任用形態を改める必要が生じたことから、職の整理を行った上で施設管理業務等を中心に13の業務を包括的に委託したものであります。

業務開始から5カ月が経過したところでありますが、現在のところ問題の発生や弊害等についての報告は特に受けておりません。業務の進捗管理につきましては、各施設ごとに詳細な業務フローを作成し、スタッフによってサービス水準が変わらぬよう徹底しているほか、おのおの業務責任者が定期的に現場を巡回し、各スタッフの勤務状況の確認をした上で必要に応じて助言を行っております。町といたしましては、今後とも業

者と緊密に連携し、よりよいサービスを提供できるよう引き続き慎重に業務を進めてまいります。

次に、3点目。地域おこし協力隊の取組について、拡大及び延長する考えについてですが、本町の地域おこし協力事業隊は、今年4月に初めて隊員を委嘱し活動を開始して5カ月とまだ日も浅い状況であります。このことから、取組の拡大及び延長につきましては、隊員の活動実績をしっかりと評価しながら見定めていきたいと考えております。

次に、大綱第3、東部地区農地整備事業における農地、非農用地の活用についてですが、本地区の農地整備は昨年度までに全ての農地において営農が再開されており、また、非農用地につきましては自主利用を希望する方々の土地を集積した区画のうち、造成を必要とする区画について全ての工事が完了しているところであります。非農用地の面積につきましては、計176.3ヘクタールの事業計画で進められており、その内訳として自主利用地と集団利用地合わせて36.3ヘクタールが民有地となっており、残りの140.0ヘクタールが町有地を含めた公共用地となっております。公共用地は、もとの町有地を含め防災集団移転促進事業で買取りとなった移転元地を換地の手法により集約し、土地利用マスタープランに基づき、主に防災公園、防風林、1.5線堤に使用されております。

一方、民有地のうち自主利用希望者につきましては、個別換地先の同意が得られた地権者から順次引渡しを行い、利用に供している状況にあります。

また、集団利用希望者につきましても、今後同様に個別換地先の同意取得を行うこととしており、地権者の換地先が全て完了しないことには企業誘致や一部の町有地の有効な土地の利活用が図れないことから、さらなる同意取得の向上に努めてまいります。

なお、町といたしましては、換地処分等の手続が完了し、所有者の確定後を見据え、既に区画ごとの面積やライフラインの有無等の基本的な情報をまとめた山元東部地区非農用地土地利用計画を策定済みであり、一定の引き合いがあった際には円滑な交渉に移行できるよう準備を進めているところであります。これからも事業の完了に向け、引き続き県や関係機関と調整を図り鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。昨日の同僚の議員の回答にもありましたけれども、学校での通学路の点検、町の道路のパトロール、行政区からの要望、ただいま町長からも回答がありました。昨日も回答がありました。そして、町道は588路線、農道が309路線、林道は3路線、その中で町道の舗装されているのが303.6キロですけれども、先ほどの回答にもありましたけれども、震災復興、震災以前からの課題解決に取り組んでいるとの回答ではありましたけれども、6号線から山側ですね。あそこは非常に大型トラックの往来がいまだに激しいんです。そこで、私もおいつ子と一緒に歩いたり自転車で町なかを歩きました。自転車ではやっぱりおっかないです。そして、何回も申し上げていますが、ラインが見えない。そこに大型車が来る。よけようと思うと側溝が、蓋のされていない側溝も多いんですね。そういう箇所も多いがために、けがをしよう可能性があるなって。自転車で行けて、学校には自転車で行けとは言っているものの、やはりこんなに往来が激しいところで万が一のことがあったらなという思いで、私は今回ここで一般質問をさせていただいているわけなんですけれども、本当に大型トラックの通行量が多いです。歩道もないです。ぎりぎりの線のところで道路幅を確保して

いるというような状況です。そういうことからして、やはり歩道もない、外側線、停止線は消えています。危険な状態です。大型車が来るたびに車を避けるために自転車を横にずっと、端っこに寄せながら通り過ぎるのをじっと待っている子供たち。そして寄り過ぎてしまって側溝に転倒してしまったり、転落していることもあります。優先順位というふうには書いてはありましたけれども、事故が起こる前に対処すべきだとは思いますが、その早急に取り組む考えはないでしょうか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘のように、ピーク時の大型車両の往来とまではいかないまでも、町内での復興事業、あるいは町外での復興事業のための大型ダンプの往来が依然として一定の通行量があるという、そういう中で引き続き安全・安心な対応していくということは非常に大事なことでございます。幸いにして、これまで工事車両がらみの事故については、本当に交通量の割にしてはというのがありますけれども、しかし1件でもあっても、少ないからいいという問題ではないというふうに思いますので、やはりこれは事故が発生しないような対策・対応を進めることが肝要でございますので、いろいろきのう来からの答えの中での制約的な部分もございまして、極力対応に努めてまいりたいというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。今、前向きな回答もいただいたような気はしますが、実際そうなんです。カーブのところで大型車がぐっと寄ってこられて、実は私もそこで、路肩のほうに寄っていたら、おっ子を守んなきゃなんないなと思って、おっ子も寄せながらしていたら、自分が側溝に転倒してしまったということもありました。そういうことからしますとですね、やはり外側線が不鮮明だったり、消えてしまっているために、大型車もそのまま突っ込んで来るということもありますので、そういうことのないようにですね、1件でも事故が起こってしまえば大変なことになると思うんです。そういうことからして、早急にですね、通学路だけではなくて。私ね、随分歩きました。大平、八手庭から中山、上平まで歩きました。特にですね、子供たちが歩くだろうと言われる、歩くだろうなというふうなところの小平の北線、東街道の鳳仙寺のところから一小に行くところですね。そういうところとか、浅生原真庭線、真庭から高瀬に通ずるところとか、あとは真庭下郷線、ここは道路だけでなく後からも申し上げますけれども防犯灯も足りないです。あとは、下郷の狸口線、坂を下りてきてストップしなきゃなんないんですけれど、子供たちはそこで止まるようには頑張っているんですけども、停止線も何もありません。あとは、真庭橋線、旧国道に出るところですね。真庭の区民会館からずっと下がってって、6号線に行く道路と、あとは真庭橋に出ていくところ、あそこの真庭橋のところも狭いところ結構大きな車が通るんです。そして中学生が通っています。停止線もありません。そして、ラインも消えております。子供たち本当におっかながりながらも通っているなというふうに思いながら一緒に歩いてみて感じました。そういうことからして、やはり道路の幅がね、あの道路、幅のみで歩道設置は非常に困難だと思うんです。そこまでするとなると、また用地を取得したり、歩道を整備するための工事など莫大な経費がかかると見込まれるんですが、側溝やガードレールなんかも設置すると非常に大きなお金がかかると思うんです。そういうことからしても、一、二年って待っていられる状況ではないんですけれども、早急に考える考えはないのか町長お尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。早急にですね、必要な箇所の整備・補修対応というふうなことでございますけれども、基本的にはそういうふうな方向でですね、この町道の、農道の整備に当たって行かなくちゃいけないというふうな思いでおるところでございます。議員からも紹介いただいたように、いかんせん道路のですね、いわゆる路線延長が結構長い区間を保有、管理しているというふうな状況の中でですね、私も前から言っているように、いかんせんその農業地帯特有とでも言いましょうかね、この町の地理、自然的条件からとでも言いましょうか、町のその集落構造が点在分散型になっておりますのでですね、勢いそのアクセス道路が非常に総延長が長いということでございますので、そういう中で、隅々まで対応するというのは、やっていかななくちゃいけないことではございますけれども、なかなか一挙に実現は不可能に近いものがございますのでですね。先ほどもお答えしたように、やはりその通行量なり、通学路なりですね、優先順位をしっかりと見定めながらできるだけ早くこの問題解消に取り組んでいく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。優先順位は分かります。人の命と優先順位、優先順位を考えるならば、命そして地域のコミュニティー、教育、そういう分野からきちっと考えていただきたいと思います。つい最近です、外側線が不鮮明だったために側溝の蓋がかかっているとと思ってそのままジャンプして宅地に入ってきた車がありました。たまたま、その車は無事着地というか不時着までも行かなかったんですけれども、周りに人がいたので六、七人で上げて送り出しましたけれども、やはり外側線がないことによって、多分ね、そこに側溝があるっていうのも分からずに、分かっている、ぼおとしたのかどうか分かんないんですけれども、側溝との段差があるんですよ、道路と側溝の段差があって、そのまま乗り越えてきてしまった。たまたまけがもなかったし、民家にも損害を与えることはなかったんですけれども、あれが万が一、人災になったならというふうにしたならば、これはやはり町の大きな責任ですよ。そういうことから考えたら町長、一日でも早い対応をすべきだと思いますが、再度確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろんな懸念、不安要素はあろうかというふうに思います。これはお互いに、特に町内の方については多少のその地の利もあるわけでございますので、まるきり初めて、あるいはたまに町外から来られる方との違いともあるわけでございますので、いずれにしても道路を通行なり往来されるときは、お互いに十分安全管理をしていただきたいなというふうに思います。優先順位、取組の在り方というふうなことにつきましても、やはりこの分野だけ取り上げれば、全くそのとおりの話になります。しかし、様々な分野、行政課題を抱えている中でですね、限られた体制なりの中で、できるだけの手法を駆使しながらご要望、あるいは問題提起にしっかりお応えしていくように、引き続き努めてまいりたいというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。側溝や歩道の破損なんですけれども、この頃、また大雨が降りました。そこで、凸凹の道が大雨によって土砂が流出したりなんかして破損しているところがあります。自転車、バイクでの転倒のおそれがあるんですが、設置責任者となることから、町はね、設置責任者となることから早急に修繕すべきではないかと思いますが、その辺については町長。パトロールもしていると思うんですが、その辺について回答願います。町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。個別具体の関係のお尋ねでございますので、担当の建設課長の

ほうからお答えをさせていただきます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。側溝や路面等の修繕についてでございますけれども、昨日からお話出ておりますように、幹線道路に関しましては月に2回のパトロールを実施しております。それ以外の箇所に関しましては、区長さんはじめ地元の皆様からの通報等により対応するという形を取っておりますけれども、昨年の実績で言いますと、路面や側溝の補修を33件実施しておりますけれども、議員ご指摘のようにですね、まだこちらで捉え切れていない部分もある可能性は否定できませんので、個別にですね、地元の方と情報交換をしつつですね、状況を見て優先順位をつけて対応を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。速やかな対応を求めておきます。

それでは、3点目の防犯灯の増設のところですか。LED化。環境税を活用し大分防犯灯は整備されてきています。でも、今からの季節は日没が早くなります。通学時に暗い中を通学している生徒がおります。暗く鬱蒼とした道路を通行させるのは非常に心配です。子供を安心して通学できる環境整備のためにLED化はもちろん、もう少しその転々としているのではなくて、もうちょっと防犯灯もしくは道路整備の時の街灯整備などについてはどのようにお考えでしょうか。町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的な考え方、対応につきましてはですね、先ほどお答えをさせていただいたところでございますけれども、町としてはですね、まだまだご指摘のような具合といいますか、必要と思われる防犯灯の整備があるというのは十分認識しているところでございまして、これまた往来なり、その通学路なりですね、前後関係を見据えながら、優先順位を考えながら、精力的に整備に取り組んできているところでございます。この10年間でですね、今防犯灯1,154基ございますけれども、この10年間でそのうちの半分以上51.5パーセントに相当する594基ものですね、LED防犯灯を新規に設置をし、あるいはまた古いものとの更新ですね、今までの蛍光灯からの更新を行っているというふうなことでございまして、594、10年間に594ということは、四捨五入しますと年間約60台ものですね、整備台数でございまして、これは以前から比べれば相当の整備水準といいますか、対応になっていようかなというふうに思います。1回目のご回答で申し上げましたけれども、県のこの制度利用が中心ですけれどもですね、ありがたいことに東北電力さんが定期的なLEDの寄贈をしてくださったりですね、あるいは民間からの随時の寄贈等もあつたりということでございまして、いずれにしても今後も必要なところはまだまだございますので、計画的にLED化が具現化するようにしっかり取り組んでいきたいなというふうに思っております。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。整備されてきているのは目に見えてきていると思います。それは災害復旧にも大きく関係しているものと私は思っております。しかしですね、この防犯灯整備するものの各行政区で電気料の支払いも生じていますよね。そういうことから、あまりにも防犯灯を多く設置し過ぎると、各行政区での支払いの負担が大きくなってしまふということで躊躇してる部分もあるんじゃないかと思われるんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか、町長。軽減するための方策とかは考えられませんか。町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。立っておる総務課長のほうからお答えを申し上げます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、私のほうからですね、防犯灯の概要等について簡単に説明しながらお答えしたいと思います。

防犯灯につきましては、町内幹線道路、通学路等を中心に、こちらについては町が設置ということで行なっております。そこから分かれる枝線、この分について行政区さんのほうにご負担いただいているというふうなことで、一応、町設置分とあと枝線については行政区で設置していただくというふうなことで調整を図って今、進めているところでございます。今、ご指摘のその行政区への負担というふうなことなんですけれども、町のほうで補助金としまして、電気料については区でかかっている費用の35パーセント。あと、修繕についても35パーセントと。あと、新しく設置する場合は50パーセントというふうなことで、こちらから補助金という形で出しております。LED、要は設置ではなくてLEDに更新した場合、こちらです、通常修繕等については35なんです、LEDに更新した場合には50パーセントの補助を出すというふうなことで、行政区の負担をできるだけですね、負担が少なくなるような補助なんかも考えながら今、行政区との調整をして負担割合を行っているところでございます。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。子供たちが安全・安心に通学できるような、そんな環境を作るように努めていただきたいと思います。送迎できる家庭はいいんです。でもやはり、送迎してもらえない、そういう子供さんたちもまだおります。両親が働き、今、核家族が進んでおまして高齢者もいないということで自力で頑張っている子供たちが安心して通学できるような、そんな環境を作るように、整備をするように努めていただきたいと思います。

そして、2件目に入ります。人材を生かしたまちづくりです。この中の1点目ですけれども、マンパワーの新規採用職員数の計画。現在、応援をいただいている24名の派遣職員の方々の減少から、先ほどの回答にもありました、マンパワーの新規職員を計画的に確保する必要があります。平成22年度からは、退職予定者を見込んでの採用をされてきているようですが、今後の採用計画はあるのでしょうか。町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。採用計画そのものについては、先ほどのお答えで十分お話しさせていただいたというふうに思いますけれども。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。ということは、計画はないということではよろしいんですね。その随時見ながらというふうなところで、持続可能な組織運営ということで補充をしながらとかっていうふうなことではありましたけれども、町長はよく年代構成、バランスの取れたっておっしゃっていますけれども、それを鑑みたならば、やはり計画を持ってきちっとした定員数に基づいた計画を立てるべきではないかと思いますが、その辺について再度お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。願わくは、最初からそういうふうな具体性の持った問いかけをしていただければお答えしやすいわけでございますけれども、基本的な採用計画の考え方は最初にお答えをさせていただいておりますので確認をしていただければありがたいと思います。今の直接的な部分につきましてはですね、これは私が就任する以前からですね、非常にこの職員の年齢階層の偏在性、いわゆるそのいびつな年齢構成になっていたというふうなことでございます。こういうものは一旦そういう形ができてしまうと、なかなかもとにといいいますか、あるべき姿に戻すということは時間がかかります。少なくとも

私の記憶では、その年齢階層の偏在性の解消というふうなことを私がそういう問題意識を持って初めて対応してきたんじゃないかなというふうに自負しているところがございますし、引き続きそういう問題意識を担当課を中心に待ちながら、少しでも時間がかかっても職員の採用年齢の幅を工夫しながらですね、対応をしてまいりたいなというふうに思っているところがございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。新規採用、そのときには年齢的なバランスも考えてということなのですが、22年度から採用している職員、平成22年度は6名、そして多いときには13名、平成26年ですね。13名、これは退職者とどういうふうにかぶっているかって見ますと、多分26年度は災害の関係でと、あとは任期付がこの辺から多くなったような気がするんですが、その辺も兼ねてなのかなって思います。令和元年度は7名、本年度は9名の予定のようですが、この中は全て任期付とかは入っていない人数なんですか。任期付も入れての人数でしょうか。その辺も確認させてください。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいまご質問のありました新規職員のですね、年度ごとの人数を今おっしゃられましたけれども、今年9名というふうなことで採用しておりますが、これについてはあくまでも新規採用というふうなことで、任期付とかそういう方は入っていない数字となっております。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。これは純粋なる新規ということで捉えてよろしいですね。はい。そうしますと、正規職員数が203名になると思うんですが、それでよろしいんでしょうか。203名ということで捉えていてよろしいですか。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいま203名というふうな数字をおっしゃりましたけれども、この203名の中にはですね、再任用職員とか、あと今お話しになりました任期付職員、こちらも入った人数というふうになっております。それで合計で203名という形になります。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。そうしますと、再任用任期付を除けば166名というふうな形でよろしいんですね。正式な、町職員というふうな捉え方をすれば、その203名の中には入ると思うんですけれども、正式なきちとした給料表に基づいて働いている方々は166名ということでよろしいでしょうか。

議長（岩佐哲也君）それでは、1時間たちましたのでここで暫時休憩としたいと思います。休憩、議会再開は11時とします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それではですね、先ほどの職員数の関係なんですけれども、再任用職員は12名、それから任期付職員については24名というふうなことでございます。この方々についても一応給料表の中で給料をお支払いしているということもありますので、一応、正規職員という形で203名というふうなことでお話しをしております。このような形で、実際ですね、167名、こちらがですね、純然たる職員といたしますか、そういうふうな人数になりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、今年度は9人新規採用になったんですけれども、その採用状況なんですけれども、町内そして町外の割合はどのくらいになっているんでしょうか。これは災害時とかにおいて対応する場合を考慮したりするときに考えなきゃならないことかなと思いつながらお尋ねします。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、今年採用した職員のですね、町内町外の状況でございましてけれども、9名ですね、今年採用しておりますが、その中で現在ですね、5名の方が町内にお住まいといいますか、受験当時は町外という方もいらっしゃいましたが、町内のアパート等にですね、入った方もいらっしゃいまして今現在は5名は町内に在住しているというふうな状況でございまして。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、全体の部分ではどれくらいの割合か、人数とかも分かれば確認させてください。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、職員全体というふうなことで町内というか、職員数ですね、167というふうな純然たる町職員というふうな人数での数字になりますけれども、町内居住がですね、67名で全体の約40パーセント。あと、町外に在住されている方が約100名ということで約60パーセントというふうな状況でございまして。

議長（岩佐哲也君）岩佐孝子君に申し上げますけれども、あまり通告を外れない範囲でほどほどにひとつお願いします。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほどの新規採用も同じなんですけれども、町内に住んでくださっているということは非常にありがたいんです。これはですね、震災時のときには行革により職員数が非常に少なくなっていました。定数を下回るような感じでおりました。そのとき職員の負担は非常に大きかったんです。今、お尋ねしましたところ、職員の約60パーセントが町外だ。それは非常に私はね、すぐに駆けつけることができるのかどうか、そういうことも含めながら、こういうふうな採用の仕方はどんなものなのかなって、成績が優秀な方だっていうふうな方だからっていうふうな表現ではありますけれども、やはり町内にいざっていうときに、駆けつけるときにということをお考えならば、その辺については町長どのようにお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この問題につきましては、同僚議員からもこれまでも質問、確認を頂戴しているところでございまして、その中でも私ははっきりお答えを申し上げてきているところでございまして。お答えはやぶさかでございますけれども、ぜひこの場でですね、有意義な効率性のあるやり取りを改めてお願いを申し上げながらお答えをしたいというふうに思います。今の採用の関係につきましては、言われるまでもございませぬ。我々としては極力地元の優秀な方がいればなというふうな思いは、これは議員と意見を共有するところでございまして。しかし、今の制度、仕組み、これは入札でも同じでございまして。地産地消という大きな方向性はいずれの場面についても共有するところで、共通する問題、思いでもございまして。しかし、法治国家の中でどこまでが許容範囲なのかというようなことで対応せざるを得ませんので、関係法令と抵触しない中でやらざるを得ないというのが実態でございまして、そういう基本的な場面は先ほど言ったようにこれまでも何回もお答えしてきているところでございましてけれども、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。何度となく回答をしてるって言われますけれども、理解ができなければ何度でも質問するのが私は当たり前だと思います。そして、なぜって今説明し

たじゃないですか。町内が、町内在住者が40パーセント。町外からおいでいただいている方が60パーセント。いざとなったら夜、夜中、万が一阿武隈川を渡ってこなきゃならない、そういうふうなところ、そういうところから来ていただいて、万が一ここに来る間に事故なんかが起こったら、また大きな問題になるんじゃないかっていうことから、私は申し上げているんです。職員は計画的に確保すべきであります。そして、いざとなったときにすぐ5分、10分で来れるような範囲、10分、20分で来てすぐに態勢につけるような、そんな迅速なスピーディーのある処理が必要だというふうなことを申し添えておきます。そういうことを考えて人材確保をお願いしたいと思います。求めておきます。

そして、2点目です。今年度から無理矢理開始した包括業務委託、それによる新たな問題の発生や弊害は起きていませんか。先ほどは何もないということでしたけれども、本来は施設管理業務などのはずだったんですけれども、なぜか給食従事員、児童クラブの指導員、図書司書補などが上がってきてしまっています。その区分の仕方、方法について課題はなかったのか。その辺についてお尋ねします。町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これにつきましてもですね、業務委託に当たりましていろいろと確認をしていただく中で対応してきたという、この半年、一年のですね、経営経過の中でそれぞれ対応させていただいておるところでございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。この5カ月間やってきて、管理を委託をして、実際やってきているの直接的に管理ができなくなっているのひずみ問題はないのか。その辺についてお伺いします。町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これもですね、先ほど1回目の中で業務開始5カ月経過したところで問題の発生、弊害等についての報告は特に受けておりませんというふうにお答えをさせていただいたとおりでございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。問題は起きていないというような回答でございますけれども、現場に直接足を運んではおりますか。担当部署だけではなくて人事関係の部分から、特に副町長なんかはどのように捉えていますでしょうか。

副町長（菅野寛俊君）はい、議長。町長からもお答えしておりますが、やはり今、5カ月ほどしかまだ経過しておりませんが、その中で特に問題発生、弊害という報告受けておりませんので、今のところはそういう課題はないのかというふうに承知しているところでございます。（「現場には行きますか」の声あり）

議長（岩佐哲也君）ちゃんと挙手して。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。大きな問題はなくというふうなことでご回答申し上げますけれども、各業務ですね、13業務、今回出しているわけなんですけれども、毎月ですね、定例的に業者との打合せを行ったりですね、そういうふうな形で月1回、もしくは月2回、あと随時というふうな形で、それぞれの業務ごとにですね、業者のほうと受託業者のほうと定例的な打合せなんかを行いまして、その都度、問題とか弊害とかそういうふうなあったものについては即座対応するというふうなことで努めておりますので、大きな問題はなくというふうな形で今回、回答させてもらったところでございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。現場に行っているのかっていうことをお尋ねしたのは、やはり、ただ書類として上がってきた業者さんとの話し合いだけでは見えない部分があるはずですよ。職員そして会計年度、業務委託、包括というようなことでありますけれども、

それぞれの立場によってぎくしゃくってという部分が私は見受けられてきているような気がします。そういうことからしてですね、福利厚生の部分なんかもそうなんです。今回から業者さんに委託しました。ゼロからの出発です。年次休暇は9月まで取得できないような状況ではないでしょうか。それは契約によるものだと思うんですけども、その辺もきちっとしたものを、もう一度精査すべきではないかと思います。介護休暇などなども取れない状況にあるようです。人の命を預かり信頼関係で安心できる環境整備をすべきではないでしょうか。この人は正職員だから、会計年度だから、業務委託だからではなくて、みんながその場において、一緒に気持ちが1つになって仕事をできるような環境をつくるのは、私はそのための業務委託をきちっとすべきではないかということで、そのときにもお話ししたと思いますけれども、そういうこともきちっと精査したんでしょうか。再度検討すべきことだと思いますが、その辺については町長どのようにお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、議員にお願いしたいのはですね、この仕組みなりですね、法令、あるいはその契約ですね。これ基本的に共通理解しませんとね、議員のご指摘のような部分だけが先行するような問題提起ではですね、ちょっと私どももちょっとお答えしにくいものがございます。我々は全部法令に基づいてやるわけですし、町も民間もそれぞれ雇用契約を結んで条件をそれぞれ確認をして対応するだけでございます。ですから、いきなりその思いの部分がですね、先行するような問いかけをされましても、これはちょっと違うんじゃないでしょうかと言わざるを得ないところがございます。具体的にどこがどうなのかっていうのは、担当の総務課長からお答え申し上げますけれども、気持ち分かりますよ。今まで町で働いていた方、身分の方が今度は別な形で雇用契約を結ぶわけですから、町としては極力、まさにそのあまり変化のない形で引き続き同じような業務をして議員ご指摘のような周りのスタッフと心を1つにして業務に邁進してもらおうという、これはそういう方向性、誰しもが思うところでございます。しかし、いろいろ事情がある中で委託に切り替えるっていうことはですね、全てこれ契約になりますのでね、契約とは何ぞやというようなことを基本的に共通理解しない中でではちょっと、なかなか私どもも対応に窮するというような部分がございます。いずれにいたしましても、総務課長のほうからその辺の前後関係、改めてご紹介を申し上げたいというふうに思います。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、私のほうから雇用先の社員の方のその休暇の関係なんですけれども、これにつきましては有給休暇をですね、労働基準法の中で6か月間は継続して働かないとその年次有給休暇は与えられないというふうな、労基法の中で決まっているというふうなことで、こちらでの雇用を継続というふうなところでお話しされたのかなと思いますが、それはちょっと雇用の関係ですので、こちらで勤めていた分を新たなその受託会社での引き継ぎというふうなことではなく、あくまでも新たな雇用というふうなことでスタートすることになりますので、その辺は年次有給休暇は6か月間ないというふうなことでございます。ただ、今回ですね、話の中でコロナの関係で子供さんの面倒というふうな際にですね、その休みの関係があったんですけども、それについては特別休暇というふうなことで、コロナの中の特別休暇というふうな中で減額せずに休暇が取れているというふうな話も聞いておりますし、例えばその休みになった方の穴埋めですね、役場で直接雇用した場合にはそこが穴が開いてしまうわけなんです

けれども、今回の包括業務委託の中では休みとかそういうふうなことが発生した場合には、業務が支障をきたさないように代替員というふうな形で、代わりの方を配置できるというふうなところでそのサービス提供につながらないようなことでの対応もされているというふうな事でご理解いただければというふうに思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。労基法とかは分かります。でも、やはりですね、長年そこでゼロからスタートだっていうふうなことで納得してもらって採用になったのか、それとも納得せざるを得ない状況に追い込まれたのか、そういうところもあると思うんですけども、やはり血の通った温かい契約を交わすっていうことが私は一番大事なことではないかと思うんです。その現場にいる人たちがお互いにぎくしゃくしたんでは、それが子供たち、その周りにいる人たちに悪影響を及ぼすのではないかということから私は確認をさせていただいたところがございます。あったかい気持ちがあれば、それなりの契約の仕方があるということを申し述べておきます。

そして、3点目。今回の地域おこし協力隊の導入のことですが、この辺について、今年からの、今年来てくださった方、一生懸命やっております。非常にありがたいなと思っています。今年度からのこの事業の取組は、今まで町としての定住関係の事業を展開してきたり、NPO団体が実施してきたインターンシップ民間団体である種まき会議とかはじまるしえ、被災地のボランティアとして来訪し、一緒に活動などを通して関心を持っていたからこそ今回応募して採用というふうに至ったものだと思います。今年度採用された方は、農業関係そして町の情報発信PRなどを予定しているようですけども、町の方針としてはどのようなところまでだったんでしょうか。明確にはなっているんでしょうか。その辺についてお尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。担当課長のほうからお答えを申し上げます。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えいたします。

今年度から始まりました地域おこし協力隊は、先ほど岩佐議員おっしゃっていただいたように農業関係を活動の拠点として町の魅力発信などを目的として採用しております。ただし、このコロナ禍において、なかなか人を呼び込むような、農業体験とか呼び込むような活動ができなくて若干苦勞しているところはありますが、一生懸命活動を今のところしていただいて感謝しております。

以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。今回、なかなか活動できていないということなんですが、目的そしてきちっとした理念はあるのかどうか、町として。そして町長としてどういうふう思っているのか。町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。この関係につきましてはですね、当初予算において必要な予算措置をしてですね、ご可決を賜った案件でございます。今ここでそんな話をする場面では私はないと思いますよ。これからの活動、展開、先ほどお尋ねありましたように今後どういうふうな活用、拡大していくのかというふうな前向きなそういう議論をすべきだろうというふうに思うところがございます。

議 長（岩佐哲也君）質問を、再度質問をしてください。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。回答がないんですけども。町長の考えを再度確認したいということなんですけれども。

議 長（岩佐哲也君）この事業についての確認だそうです。

暫時休憩しますか。

議長（岩佐哲也君） 暫時休憩とします。休憩 11時30分まで休憩とします。

午前 11時23分 休憩

午前 11時30分 再開

議長（岩佐哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君） ただいま、9番岩佐孝子議員から地域おこし協力隊の考え方についてということ。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。まず、地域おこし協力隊とは何ぞやというふうなことでございますけれども、これは都市部の人材がですね、一定期間この地域に居住をされましてですね、地域のブランド、あるいはその地場製品の開発、PR等々ですね、地域協力活動を行うという、そして地域の活性化に貢献しながら定住定着を図ることを目的とした総務省の制度であるというふうなことでございまして、こういったことを踏まえましてですね、町としてはこの協力隊の隊員が地域おこしに活躍をしていただくことをご期待を申し上げて、委嘱を申し上げ、山元町のこの地域の担い手の一人としてですね、地域の活性化の原動力になってもらえればなど、そういうふうな理解のもとでこの予算をご提案申し上げ、3月当初予算でご可決をいただいているのかなというふうに理解するところでございます。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。回答できるんじゃないですか。地域の担い手として、ここで活動をする。そして、ここに定着をする、定住するということが私は大きな役割かなというふうに思います。そういうことからして町長にお伺いしたわけなんですけれども、町との関連性、関係性というのはどのような形で図っているのか、その辺についてもお尋ねしたいと思いますが、どのような形で今関わりを持っていますでしょうか。町長。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。いつも申し上げますように、私にご指名いただくのは大変で光栄でございまして、私がすべからく把握しているわけではございませんので、こういう部分については担当課長のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

子育て定住推進課長（青田 浩君） はい、議長。地域おこし協力隊と町との関係性でございまして、町としましては、この協力隊の隊員と定期的に役場等ですね、業務の打合せを行う中で活動の把握を行ったりということで、日々の活動状況の把握に努めております。また、県外から実際は山元町に住所を移してお住まいになっていますので、生活の支援であったり、農家との顔つなぎの場面ということで一般社団法人のほうの支援をつけた形で、併せて業務を行っております。その社団法人のほうと町のほうが契約して協力隊の生活のサポートとか、業務のサポートを併せて行うような形で町、それからその支援する団体、隊員、三者でともに歩んでいるという形でございます。

以上です。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。一般社団法人の方も積極的に関わりを持ってくださっておりますし、隊員も一生懸命頑張っております。少しずつ自分の幅を広げながらという、山元町で何か足跡を残さなきゃというふうな思いで一生懸命活動をなさってください

おります。そういう人が1人でもまた多くなればいいなというふうに思っておるわけなんですけれども、この事業については、町としては何年くらい、そして何人くらいを受け入れる考えなのでしょうか。その辺については、町長にお伺いします。町長の誠意あるご回答をお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど、1回目のお答えを申し上げたとおり、まだ制度がですね、スタートして半年足らずでございます。今の時点でこの先どうする、ああするというふうな段階ではないというようなところございまして、その辺についてはもう少し状況をですね、しっかりと見定めながらというようなことで今後、しかるべきタイミングで判断、対応をしてまいりたいなというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。失礼じゃないですか。協力隊員、そして主管課が一生懸命頑張ろうとしているときに、今のこの状況で、まだ未知数だからということではないんです。その人にかかる情熱、そしてその人を受け入れる温かい心と、その人にかかる期待、それによって人は動くと思います。現在、県内十数市町村でこの地域協力隊、地域おこし協力隊受入事業をやっています。隣町、丸森では既にもう二十数名を超える隊員が活動し、地域活性化の起爆剤ともなっています。農業だけではなくて、先ほどお話の中にもありました、自分で商品開発をしたり、起業をしたり、地域の方々とのコミュニケーションを取り計らう。そんな形での事業を展開しています。この地に足を付け、根を張ってここに生きていくというふうな、生きてっていただきたいというふうな強い思いがあれば、隊員も増えてくるのではないのでしょうか。そういう思いはありますか、町長、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。県内のですよね。この地域おこし協力隊の活動状況につきましてはどうですか、現在、承知しているところではうちの町を含めて20自治体、20市町村、で100名を超える隊員数になっているのかなというふうに思います。今、お尋ねのお隣の関係についてはどうですか、今5年目を迎えておるそうございまして、当初は2名からスタートされたというふうなことでございまして、先ほどお答えしたとおり、そういう隊員の皆様方の活動状況を勘案しながら、こういう体制になってきているのかなというふうに思いますので、先ほど来お答えしているとおり、しかるべき時期にしかるべき判断をしていかなくちやないなというふうな基本的なスタンスは、これはそのとおりでございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。回答になっていないような回答でございますけれども、やはり、その地域のリーダーが、トップがきちっとした思いを持っていれば、それが職員にも伝わります。職員からそしてここに頑張ってきてくれた若者達にも伝わっていきます。この町で何かをしたい、そういうふうに見えるようなものをきちんと示すべきだと思っています。そうでなければ失敗します。思いがなければ届きません。心がなければそのままです。定住化100パーセントを目指し事業展開している埼玉県、私はそういうものを目指すべきではないかと思うんですが、町長この若者、今回1人ですけれども、この若者がここの山元町に定住してくださると思いますか。その辺についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。全国的にこの制度を活用する中でどうですか、いろんなやっばり動きといますか、移住定住につながるケースもございまして、そうでない場合もございまして。それは受け入れ側の自治体の対応、あるいはご本人の周りとの関係構築、いろんな問題があつてどうですか、ということだろうというふうに思います。こういう制度に取り

組むからにはですね、初期の目的が達成できるようにというのは、これはほかの制度も含めて基本的なところでございますのでですね、そういうふうな方向性を目指して町としても取り組んでまいりたいなというふうに思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。人1人を受け入れるということは非常に大きなことだと私は思います。その人を生かすかそのままにしてしまっ返すのか、それは町の大きな考えだと思います。大事なことだと思っています。やっぱりね、情熱がないとそこには人は寄らないんです。寄ってきません。熱も伝わりません。熱が伝われば、遠くからも足を運んでくれます。この地域おこし協力隊員、最初はボランティアから入ってきてくれました。この町で被災地ボランティアとして、学生ボランティアとして町内の子供達に遊びを教えたり、スポーツを通し、また、各種イベントを通し、つながりを持ってきました。ここに来ていてよかったなって思ったからこそ、この隊員として応募をし、ここに生活を、ここに足を、ここに軸を移してくれたものと私は思っています。そういう方を生かすために、きちっとしたものを持って受け入れて育てていくべきだと思います。そういうことを求めておきます。絶対に生かしてください。この方が1人から3人、5人、10人となれば、少しずつ山元町っていいとこだね、行ってみよう、と言ってくれて、インターンシップのように最初はなかなか集まらなかったけれども、社団法人の人が一生懸命大学なり企業なりを歩いてきてここまで来ました。そういう足跡をちゃんと受け継いで次にバトンタッチをしていただくように、行政で消さないようにだけしていただきたいと思います。

3 件目。東部地区の農地整備事業ですけれども、この非農用地の活用について町長からも話がありましたけれども、防災公園、防風林などに利用されていますけれども、また先ほどの話でも産業ゾーンとして企業誘致の予定があると話がありました。そのほかの残りの土地をどのように活用していくかまだ考えていないようですけれども、なんかちょっとでも考えていることがあればお示しいただきたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。お尋ねの部分につきましてはですね、今担当部署を中心にですね、町内のこの事業調整の連絡会議におきまして土地利用のほうをいろいろと情報共有しながらですね、調査検討に当たっているところでございますので、そういう中で一定の方向性がですね、出ましたならまた改めてご紹介を申し上げる機会を持ちたいなというふうに思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。全てにおいて委員会、まあそれは多くの方々の議論を深めるという意味では確かに大事なことだと思います。しかしですね、やはりリーダーとしてどのような方向性で行きたいのか、そういうお考えがあればお聞かせいただきたいです。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。まだ先ほど来から、この東部地区の土地利用の対応の経緯等にも触れながらですね、土地利用の方向性をお答えをしてきたところでございます。そういう中でですね、少しでもあそこの貴重な土地がですね、町にとって有益になるような、そういう利活用をというふうなそういう基本的な考え方を持っておりますけれども、個別具体的内容についてはですね、これから詰めていく必要があるというそういう段階だというようなことでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。都合が悪くなれば自分の考えは述べないという姿勢が見受けられました。今ですね、企業誘致として進めている養豚場、あの辺を中心にですね、この辺はとかっていう部分の考えは町長の考えだけでも結構です。お聞かせ願えればと思い

ますが、ございませんか。あればお聞かせください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど触れませんでしたけれども、まさにその太平洋ブリーディングの関係ですね。これについては、事業エリアから外れているというふうな意味合いもありましたので、あえて触れませんでした。この事業区域内の土地利用というふうなですね、そういうふうなことでのお尋ね、回答というふうなスタンスでおりましたので、そういうふうなお答えになったわけでございますけれども、事業区域外の部分については、あのようなですね、太平洋ブリーディングの養豚場施設としての最終的な調整の段階に入っているというようなことでございますので、あれは1つの至近な事例でございますのでね。どういう業種だというふうなところまで行きませんが、先ほど言ったように生きた土地利用になるようにというようなことで、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。全然町長の考えが私には理解できません。見えてきません。養豚場をあそこに誘致したならば、その周りをどういうふうにしていこうという夢とか希望はないんでしょうか。あそこに養豚場だけを作ればそれで済みですか。それに膨らみを持たせながら土地活用していこうというふうな気構えはないんでしょうか。町長、あればご回答願います。夢も希望もなくなっていいんですか。養豚場だけでよろしいんでしょうか。再度お考えをお聞かせください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、まだ個別具体のものは特に町としてこういうもの、ああいうものというふうなものには至っておりませんと、そういう段階だということをお知らせしております。これから土地の利活用が具体になされるまでは、換地処分の手続を経て、具体的にそのいわゆる土地所有者、地権者が確定をしませんと、具体の話が進み得ない、そういう状況でございますので、議員ご懸念の部分については、そういうタイミングを見据えて、あらかじめこの基本的な土地利用の条件が把握できるようなものを準備をして、そのときになってということじゃなくて、基本的なところをしっかりと押さえながら対応を今進めているというふうなことでございます。今後、どここのエリア、どここの土地については、こんな形のものというのを披瀝できるタイミングもね、到来しようかなというふうに思いますので、もう少しお待ちをいただきたいというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。町長の考えはないということで捉えておきます。しかし、決めたからって今度は突っ走らないでください。ちゃんと職員とも、町民とも、議会とも、ちゃんと向き合って話をし、議論をし、進めていくべきだと私は思っています。隣の新地では子供たちが遊べる公園、キャンピングカーでも利用できるキャンプ場なんかでも利用しています。私はね、やっぱりあの沿岸部は賑わいを取り戻したいという思いがあります。そして、足を運びたい、山元に行きたい、あそこにこういう企業があるから行ってみようっていうような、思いのあるような夢の描けるような、そんな土地利用をしていただきたいと思っています。特に、今回できる中浜小学校周辺、あの辺は亡くなった方が非常に多いです。今回、沿岸部でひまわり畑非常に多くの方々が見えました。ご来場いただきました。そういう方々の心の癒しになるようなお花畑、そして犬を連れて来てそこでかけっこができるようなドッグランとか、あとは山元町はサーファーが多いですね。そのサーファーの人たちが利用できるようなシャワールームとか、その人たちができるような、そんなものを設置したらどうかな、などと考えております。これ

は年寄りが考えるよりも中学生、高校生に聞いてみてはいかがでしょうか。そういうことから夢の広がるような土地利用ができると私は思っています。今まで質問をしてきましたが、明確な回答はございませんでした。残念です。教育は教えることだけではありません。ともに育つことも教育です。ともに育むことです。教育をないがしろにし、金をかけない、人手をかけない地域は衰退してしまいます。一人一人を大事にした町政に尽力されることを求め、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（岩佐哲也君）以上で9番岩佐孝子君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。休憩時間は1時間半取ります。13時25分。1時25分再開とします。

午前11時54分 休憩

午後 1時25分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）7番竹内和彦君の質問を許します。竹内和彦君、登壇願います。

7番（竹内和彦君）はい、議長。竹内和彦です。令和2年第3回山元町議会定例会におきまして一般質問いたします。

質問は、新型コロナウイルス感染症対策について、細目3点でございます。

まず最初に、昨年の11月、2019年11月に中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスは、今年に入りましてパンデミックを起こしました。瞬く間に世界各地に広がりました。この新型コロナウイルスの脅威は、世界の人々に社会的、政治的、経済的に大きな影響を及ぼしました。世界の感染状況、これは8月末であります。累計の感染者数は2,500万人を超えました。そして、1日の感染者数約26万人であります。残念ながらコロナで死亡された方は85万人を超えました。

一方、日本の国内の感染状況であります。これは昨日の発表であります。1日の感染者数が633人。累計の感染者数が6万9,065人あります。そして、亡くなられた方が1,314人あります。日本におきましても、海外からの観光客はほぼなくなりました。国内消費も広く抑制され、経済に大きなダメージを催しました。この新型コロナウイルス感染は、都市部を中心にクラスター感染が生じるなど患者が急増し、医療供給体制が逼迫いたしました。そして、4月7日に東京都、大阪府など7都府県に緊急事態が発出されました。その後も続けて4月16日には全47都道府県に緊急事態宣言を拡大するに至りました。そしてその後、一時的に収まりかけたこのコロナ感染は7月に入り再び感染が拡大し、第1波をはるかにしのぐ感染者を出し、医療供給体制の逼迫が再び懸念されるに至りました。しかしながら、第1波に比べると重症者、重篤者は少なく、病床にはまだ余裕が見られました。そして、気になる事は東京などの都市部だけでなく地方にも感染者が増えているということと、さらには若い人に感染が増えており、その多くは症状が軽いか、または無症状だということでもあります。

今回の医療体制について言えば、地方はもともとこの医療体制が脆弱であり、仮にクラスターが発生した場合には状況は一変するということでもあります。特に、高齢化率が高い地方においては事態が深刻になるということが懸念されるわけなんです。今後、医

療機関の負担が極めて大きくなっている現状を踏まえ、感染拡大を抑えながら社会経済活動の両立をどう図っていくのかが大きな課題と言えます。

このように新型コロナウイルス感染症対策は、今後長期化を視野に入れながらコロナ感染症と共存する社会の仕組みを模索すべきと考えます。

そこで質問であります。第1点目。PCR検査は現在保健所の判断で行なっているわけですが、住民がいつでも、何度でもPCR検査を受けられるよう国、県へ要望すべきと考えるが、地域の医師の判断でもPCR検査を受けられる体制を構築する考えはないか。

2点目であります。我が町は宮城病院があり、いずれ町単独で病院と連携してPCR検査を受けられる体制を構築する考えはないか。

3点目であります。政府が7月8日に示したコロナに対する骨太方針案は、コロナ感染予防の観点から人口密度の高さに懸念が広がったことをきっかけに、長年問題視されてきた東京一極集中の是正に本腰を入れました。この骨太方針案によると、具体的にはテレワークが今後も拡大していくことを見越し、都市と地方をまたいだ2地域居住、そして就労を推進する方針についても打ち出されております。我が町としては、コロナ感染予防の観点から東京一極集中を是正し、地方移住を促進するという政府方針に賛同し、この政府方針に沿う形で具体的な地方移住促進の提案を示す考えはないか。

以上3点であります。よろしく申し上げます。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、竹内和彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、新型コロナウイルス感染症対策についての1点目。地域の医師の判断でもPCR検査を受けられる体制の構築について及び2点目、町単独でPCR検査を受けられる体制の構築についてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。

PCR検査については、感染症法に基づき国の基準を満たした医療機関が都道府県知事または保健所を設置する市長との行政検査委託契約となり、感染症指定医療機関や協力医療機関として検査実施機関が行う行政検査となり、検査の必要な方が受けることとなります。

具体的な検査までの流れについては、コロナ感染症の疑いのある方はかかりつけ医等を受診し、医師の判断により検査が必要となった場合はかかりつけ医、医師ですね、等または患者自らが県の帰国者・接触者相談センターへ連絡し、センターの指示により指定された医療機関においてPCR検査を受けることとなっております。

実施機関となる県では、現在の69カ所の帰国者・接触者等のこの外来検査機関に加え、PCR検査が必要と判断したかかりつけ医等が直接検査実施機関に申し込める体制の拡充を図り、保健所管内で検査が可能となる、この地域的にもバランスの取れた体制整備に向けて関係医師会と鋭意調整を行っております。

なお、町単独でのPCR検査体制の構築については、あまりにも解決すべき課題が多く、現段階では不可能であると考えております。まずは、コロナ感染症との共存という喫緊の課題解決に向け、県塩釜保健所岩沼支所及び名亘地区3自治体医師会と連携し、県が進めている管内のより身近なところでのPCR検査を受けられる体制整備の一日も早い実現に注力してまいります。

次に、3点目。政府の骨太方針案に沿う形の具体的な地方移住促進の提案を示す考え

についてですが、本町の移住・定住対策については町の最重要課題である少子高齢化や年齢構成のアンバランスを解消するべく、新婚、子育て世代により重点を置いた移住・定住支援補助金事業を実施し、これまで多くの方々にご活用いただいております。

おかげさまをもちまして、先月、総務省が公表した令和元年住民基本台帳に基づく人口動態及び世帯調査の結果では、県内35自治体のうち、10自治体が年間を通じて転入者が転出者を上回る、いわゆる社会増となっており、本町はその中で5番目となるうれしい結果となりました。

一方で、コロナ禍により感染リスクの高い人口過密な大都市から地方移住への注目が集まり、その社会変化を本町の移住・定住の追い風に捉えることも重要だと認識しております。県では新たな取組としてコロナ禍での新しい働き方を支援するため、先月サテライトオフィス設置推進補助金を創設し、テレワークの実施場所を県内に設ける企業や大学及びそれらの職員に対する仕事場の賃料、あるいは住居の賃料を補助する支援制度が開始されております。町といたしましては、今後も人口動態の社会増を継続できるよう、これまで本町が行なってきた移住・定住支援策に加え、国や県が実施する様々な移住・定住支援制度を効果的に組み合わせた情報発信を行いながら、都市部から地方への移住促進について鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

7番（竹内和彦君）はい、議長。新型コロナの感染が止まらない。早期発見には、このPCR検査というものが不可欠であります。無症状者や発症前の患者をどう発見するのか。必要な人が必要な検査が受けられていない。これが問題です。いつでも、誰でも、何度でも検査が受けられるような体制を早く作るべきと思いますが、町長はどう思いますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かにですね、この国難とも言うべき、あるいはこの世界的な流行ですね、パンデミックで世界の皆さんが戦々恐々としている状況ですね、少しでも顔を合わせるということになりますと、迅速な検査体制を整えるということが極めて重要になってくるというふうに理解しているところでございます。

既に全国的にもですね、一部そうした取組、動きをされているところがあるようでございますけれども、少なくとも、先ほど申しましたように、実施機関といいますか、この感染症法に基づく対応ということになりますので、誰もが国内の各自治体が全て対応できるという今、仕組みにはなっておらないわけでございますので、やはり国、政府を中心としてですね、それぞれ連携してこの問題に取り組む中でですね、課題をスピーディーに解決、あるいは対応していくことが肝要なのかなというふうに考えているところでございます。

7番（竹内和彦君）はい、議長。失礼しました。この町内には、この高齢者が多い。ほとんどの高齢者の方は基礎疾患を持っている。地域のかかりつけ医師によるこのPCR検査、これを医師の判断でできるようにすべきではないですか。町長どう思いますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。国内でのですね、いわゆるこれ医療体制を改めて振り返るまでもなくですね、やはりご指摘のように、その身近な診療所、診療機関での診療を受けるというのが、これがノーマルな形になっているわけでございますのでですね、いろいろその感染症ということで簡単に対応できない側面もあるわけでございますけれどもね、いろんなハードルを取り除きながら身近なところで安心して診てもらえる、そういう環境体制づくりを急ぐ必要があるかなと、ありますというふうに考えているところでござ

います。

7番（竹内和彦君）はい、議長。このコロナ感染症については、今町長から答弁ありましたように、国の制度がある。今の制度上では無理ということになるかと思えます。しかし、このコロナ感染症は急を要するという、緊急事態です。地域から声を挙げなければ手遅れになる。厳しいことを言うようですが、こんなことでコロナから町民守れるんですか。町長どうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。一般的にはですね、各自治体なり、国なりですね。そのトップというのは、その地域の住民、市民、そしてまた国民の安全・安心、生命財産を守るといって、そういう大きな立場にあるわけでございますけれども、そうは言いましてもこのこと、目に見えないウイルス、感染症というふうなことになりますとですね、町単独で、自治体単独でというふうなことには、おのずと限界が出てくるわけでございます。そういう関係にはなるわけでございますけれども、要は、その国なり県と、あるいは地元の医師会、県の医師会、国の医師会等々ですね、連携をしていかなければなかなかこれには対処できないというところがあるわけでございます。既に、その先ほどご紹介した今の感染症の中で対応することが義務づけられている、県なりですね、保健所、設置する自治体等を中心に、あるいはその県で、都道府県には全国の知事会等々ですね、もう既に議員ご指摘のような問題解決に向けて大きなうねりとなって国と連携しながら対応しつつあると、そういう中で日々、マスコミ情報等を中心にですね、一定の取組、前進が報じられているというようなところでございますので、一刻も早くウイルスに打ち勝つワクチンの開発なり、検査体制が整う中で、ご指摘のようですね、かかりつけ医中心に身近なところで安心して検査、診療を受けられるようですね、町としても引き続き汗を流して行かなくちゃならないというふうにご考えているところでございます。

7番（竹内和彦君）はい、議長。この件についてはね、この町単独で、単独で動いてもこれはなかなか厳しいかもしれない。国の制度というものがありますからね。他の市町村、よその自治体とのね、連携して、これはね大きな声を上げるべきだと思います。特に国の制度を変えるということであれば、なかなか容易にはいかない。しかし、待っていても解決しない。手遅れにならないように、まずはね、声を上げるべきだというふうに思いますが、町長どうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもちょっと触れましたようにですね、この感染症対策については、県主催のその県内の首長との、こういう状況下でございますので、ウェブ会議というふうなことでございましてですね、そういう中で各自体の首長と県知事と情報を共有しながら、それを受けた県知事が、先ほど申した全国知事会、あるいは市長会、町村会等々ですね、様々な形で国と地方が連携を密にしながらですね、医師会、医療機関とのご理解、ご協力も得ながら、スピード感の問題というふうな部分もございましてけれども、1月、2月以降ですね、様々な形で一定の変化、進展というものが随所に出てきておりますのでですね、先ほども申しましたように早く簡単に検査してもらえ、また安心できるような体制構築に向けて引き続き尽力してまいりたいというふうに思っています。

7番（竹内和彦君）はい、議長。今後、予想されることは、この秋から冬にかけてインフルエンザ、そして新型コロナとのこの同時流行、これが想定されるわけです。地域の医療機関には、このインフルエンザと新型コロナ、この区別がつかない、見分けがつかない。ど

ちらも同じような症状、これは医療現場では大変混乱するというふうに思いますが、町長はどう思いますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かにインフルエンザが流行したというか、猛威を振るっていったかですね、そういう時期がありましたですね。そういうときは、3,000万件もの検査需要が発生するというふうにも言われております。10月以降、冬場ですね、秋から冬にかけてのそういう期間内に流行すると、そういう対応が求められるというようなことでございますし、今回はご指摘のような、仮にこのコロナでの感染が再び広がったりというようなことにでもなりますと、なおさらこの同じ時期に、同じような検査が必要になってくるという。インフルエンザなのか、コロナ感染症なのかというですね。具合が悪いという症状の見分けが非常に逼迫してくるのかなというふうに思っております。国のほうでもいろんな対応をしているようでございまして、最近ではこの両方の検査を簡単にできる抗原検査キットなるものの供給体制づくりを急いでいるというふうなことでございますのでですね、だんだん医療機関等でも、もう既に一部そういうキットを使った検査が始まっているというふうに伺っておりますので、インフルエンザの心配が10月以降というふうなことでございますのでですね、少しでも早い時期にそういう検査キットが安定的に供給されることを注視してまいりたいなというふうに思っております。

7番（竹内和彦君）はい、議長。今、そのインフルエンザとコロナを同時に、両方の検査をできる、この抗原検査キットというものが恐らくまだ使われていないんじゃないですか。使われているんですか。これいつ頃から、この抗原検査キットが使えるようになるのか、分かれば教えてください。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。検査キットにつきましては、一般的にはまだ出回っていないというところがありますけれども、これは抗原検査キット、簡易キットになりますと、ワクチンが出た際にインフルエンザの簡易検査と同じような形になりますので、いずれですね、今の段階ではちょっと分からないんですけれども、いずれそういったキットも一般的に出てくるのかなというところがあります。あと、コロナの感染症の検査につきましては、検査は2通りありまして、粘膜を採取して専用の装置を使って遺伝子情報を増幅する作業を行うPCR検査、あと細菌やウイルスに含まれるタンパク質を用いる抗原検査というのがありますので、ただ、検査に長所と短所がありまして、PCR検査については感度が高くて時間がかかるということ、あと抗原検査については、短時間なんですけれども感度が低いということもあって、国のほうからもガイドラインが出ているような状況になっています。初期段階では、抗原検査を行った初日の部分で陰性が出た場合はPCR検査も行わなければならないということもありますので、そういったものもですね、踏まえて今後、検査キットが出てくるのかなというところがございます。

以上でございます。

7番（竹内和彦君）はい、議長。今、コロナで大変な騒ぎであります、コロナのワクチンについてお尋ねします。今のところ、この新型コロナのワクチンがない。これが不安を必要以上に駆り立てているということだと思います。政府はコロナワクチンを全国民に提供できる数量を来年の前半までに確保するというふうに言っています。ワクチンの安全性や有効性が見込めるならば、国内、国外を問わず、必要な数量を確保するというふうに

言っているわけです。今はこのワクチンの安全性、有効性については、まだクエスチョンであります。世界中でいろいろと議論されているところではありますが、本当にこのワクチンは十分な効果と安全性は大丈夫なのかと、本来ワクチンの開発認可というものは5年、10年単位で研究され認可へと進むわけですが、これが1年、2年で認可となると、緊急性があるとはいえ、あまりにも拙速ではないのかなというふうに思いますけれども、町長の認識を伺います。

議長（岩佐哲也君） ワクチンは、ちょっと通告が外れぎみですが、町長もし答えられるのであれば、通告には入っておりませんが。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。今、議長にもご心配いただきましてですね、これは基本的に国策としてですね、取り組むべき大きな問題でございますので、我々としてもそのマスコミ情報の中でですね、前にも触れましたような、来春なり、あるいは来年の早い段階とかですね、そういう段階でのこの開発なり、あるいはその何ていいますかね、治験っていいますか、試しにワクチンを使ってみるとかですね、いろんなプロセスを経て本格的に使われるようになるんだらうというふうに思います。ご懸念のような部分、当然これ初めてのワクチン投与ということになりますとね、一方では期待と同時に不安も入り混じるといふようなことではございますが、これについても国のほうでもですね、万が一のその副作用に対する補償的なものをですね、これも立法措置で対応するような方向も最近報じられているところではございますのでね。いずれにしても、国、厚労省を中心とした対応をですね、これまた注視する中で一日も早く町民の皆様が安心できるように見守ってまいりたいなというふうに思います。

7番（竹内和彦君） はい、議長。いずれもね、一刻も早く、このワクチンが認可されてね、希望する誰もがワクチン接種を受けられるようになることを希望します。

次、3番目に、(3)に進みますが、テレワークによる地方移住という、骨太方針に示されている中でございますが、この東京一極集中を是正したいというような国の骨太方針であります。ある求人情報サイトによる調査が先般、新聞に掲載されました。首都圏に住む非正規労働者の6割の人が地方移住に興味を持っているという調査結果が出ました。これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響でテレワークが広がり、都市部にいなくても働けると、そういうふうに考える人が増えたと分析されているわけです。この地方移住に興味があると答えた人に理由を尋ねると、自然の多い環境で生活をしたいというふうに答えた人が61パーセントで最も多かった。一方で、この地方移住で不安な点は何かというふうな問いに、地方で仕事が見つかるか不安だと、それからもう一つは、地元のコミュニティーになじめるかどうか不安だと。この2点であります。この不安を取り除くことが地方移住に大きく左右されることになると思うが、町長お考えどうですか。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。議員、今引用されました新聞記事ですね、私も確認しているところでございますけれども、まず、一般的な反応としては、今ご紹介あったような傾向が確認されているというようなことだろうというふうに思いますので、町としては引き続きこれまで進めてきている、この移住・定住施策の積極的なPRですね、こういうものを進めていくことが肝要なのかと。そういう中で、この手の反応を示された皆様方が安心できるような状況、あるいは情報をですね、確認できるようにしていけば本町への移住・定住の可能性が広がってくるものというふうに思っております。

7番（竹内和彦君）はい、議長。このアンケートで、言えることはですね、地方移住に興味があると答えた人の中の73パーセントは、具体的な地方移住候補地のイメージができていない。漠然と、ただ都市部、コロナだから不安だと、そういう人が多いということが分かりました。このようなことから、オンライン等を活用しながら機会あるごとに、様々な地方のね、イベントや催事等の情報を発信し、地域を知ってもらうという、地域を知ってもらう機会を増やすということが大変私は重要なのではないかなというふうに思います。町長の思いどうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもちょっと触れましたようにですね、やはりそういう方が潜在的に相当いらっしゃるというふうなことでございますので、山元町、宮城県の様子、状況をですね、広くそういう方々に知ってもらうということが肝要でございますので、県も一生懸命取り組んでおりますし、町としても引き続き広くアピールできるようですね、取り組んでまいりたいなというふうに思います。

7番（竹内和彦君）はい、議長。言うならば、我が町で開催される様々なイベントあるわけです。そういった催し物等の情報を発信し続けると、私はね、そういうことが非常に大事だと思います。まずは地域を知ってもらうと、地域の理解者が増えるということになれば、それが地方移住に少しでも繋がればね、長い目で見れば人口の都市部一極集中というのは是正され、これからも続くであろうコロナ対策にもつながっていくことになるだろうというふうに思います。

さて、最後になりますが、この新型コロナウイルスは感染された方の8割の人は無症状または軽症のまま治癒されている。しかし、高齢者や基礎疾患を持つてる人はすぐに重症化するということが判明しているわけです。多くの高齢者を抱える我が町としては、特に注意を怠ってはなりません。今、世界では2,500万人が感染し、85万人が亡くなっているという。医療崩壊が起きている地域は数多くあります。いずれにしてもこれからは、日常生活の中に新しい生活様式をみんな実践すると、そういうことで感染拡大を防ぐということが自分のみならず、家族や友人、隣人の命を守るということにつながっていくと思います。ということを申し上げて、私のこれで一般質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）以上で、7番竹内和彦君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、2番橋元伸一君の質問を許します。橋元伸一君、登壇願います。

2番（橋元伸一君）はい、議長。2番、橋元伸一です。令和2年第3回山元町議会定例会において一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、緊急な対策、対応を求められる中で、東日本大震災における復興創生事業も最終段階に入り、大変重要な時期に差しかかっております。7カ月後には節目となる10年を迎えます。これまで被災者の生活再建と生業の再生を最優先に復興事業が進められてきました。その中で、本町では基幹産業である農業の再生は大きな課題であり、さらに少子高齢化社会を迎え、若者の定住促進を進めるに当たり企業誘致も大切な事業であり、被災地区の農地の再生と正常化は最も重要な事業の1つだと考えます。

沿岸部においては、震災の津波で被災した農地や宅地を集約し、大区画化を進め、多くの地区で営農が再開されています。二線堤と位置づけられている、かさ上げ県道や、避難道路の整備も進んでおり、完成間近に見えます。しかし、9年が経過した今でも一

部では耕作されていない農地が存在し、非農地に関してはせっかく整地した土地に雑草が生え荒れてきているところもあります。このような現状を踏まえ、大きく1点、細目で4点について質問をいたします。

大綱1点。東部被災地域の土地利用及び整備事業についてということで細目で4点。

1点目が、津波防災区域1種、2種区域の非農地は、産業・交流ゾーンと位置づけられています。この地区への積極的な企業誘致活動は行なっているのか。また、今後の企業誘致活動の取組についてということで、先ほどですね、午前中に同僚議員も同じような質問をしていましたので、ここの件に関しましてはできるだけ質問の重ならないような形で再質問を行いたいと思います。

2つ目。東部農地整備における未耕作地について、新たな耕作者を募るとか、新たな利活用を考える必要があると思われませんが、未耕作地の今後の利活用についての考え方を伺います。

3点目。交流人口100万人の一助になると思われませんが、牛橋公園グラウンド、公園ですね、あそこをですね、牛橋河口と一帯含めてですね、一体的な整備を考えるつもりはないかということです。

4点目。現山下駅ですね、現在の。山下駅周辺の土地利用に関して、山下駅のすぐ東側の農免道路までが危険区域と設定されておりますけれども、その津波防災区域3種について見直しの進捗状況ということで、昨年、同僚議員が質問した際に、前向きな回答を町長がなさったというふうに私、確信しておりますので、その部分で1年たった今、どのような進捗状況になっているのかというところで、以上のことについて町長の所見を伺いたいと思います。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、橋元伸一議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、東部被災地域の土地利用及び整備事業についての1点目。1・2種区域の非農用地への企業誘致活動についてですが、東日本大震災による津波で甚大な被害を受けた沿岸部につきましては、将来にわたる土地の有効活用を図るべく、山元東部地区農地整備事業を導入し、土地改良法の換地の手法を用い、土地の正常化を図っております。また、事業同意が得られず、農地整備事業の受益区域から除外せざるを得なかった土地に関しましても積極的に有効活用に取り組んでおります。このうち、旧新浜別荘地に関しましては、太平洋ブリーディング株式会社の誘致を進め、今年5月に立地協定を締結し、土地の売買契約及び引渡しに向け最終調整段階に入っており、防災集団移転事業により買取りを行った土地や、買取りの対象とならず長年にわたり放置されてきた土地約13ヘクタールの土地の活用をめどがっております。

一方、農地整備事業により集積した非農用地につきましては、町有地と民有地に区分されますが、民有地に関しましては、さらに個人での利用を目的とする30区画、合わせて約13ヘクタールございます。それと、集団での利用を希望する2区画、合わせて約23ヘクタールになりますが、この2つに区分されるというようなことでございます。このうち、集団での利用を希望する2区画を産業ゾーンと位置づけておりますが、農地整備事業により集積した土地を利用するには、権利者、あるいはその所有者ですね、これの総会でのですね、議決後、換地処分が確定した後にですね、活用が可能になります。

このため、現段階では積極的な企業誘致が行えない状況にありますが、事業完了後、

速やかに企業誘致に取り組めるよう、既に区画ごとの面積やライフラインの有無等の基本的な情報をまとめた山元東部地区非農用地土地利用計画を策定済みであり、引き続き立地を希望する企業の把握や農地整備事業の進捗など情報の収集と内部での情報共有を図りながら、来るべき時に備えてまいります。

次に、2点目。東部農地整備における未耕作農地についてですが、東部地区農地については、水田約152ヘクタール、畑地が約266ヘクタール整備されております。現在、水田については100パーセント耕作者が決まって耕作されておりますが、畑地については集団利用農地で28カ所、約9ヘクタールほどですね、耕作者が決まっていない未耕作農地があります。ご指摘のありました新たな耕作者や、新たな利活用についてですが、これまでも広報及び町ホームページ等にて新たな耕作者を公募しており、今年度も既に6月と先月の2回、公募を実施しております。

しかしながら、未耕作農地については、町内に点在し、まとまった農地が少ないなどの条件により、残念ながら応募はなく、耕作者がまだ決まっていない状況となっておりますが、今後も引き続き、県をはじめとした機関と連携しながら、利活用が図られるよう取り組んでまいります。

次いで、次に3点目。牛橋河口を含む牛橋公園周辺の整備についてですが、牛橋公園周辺は防災集団移転促進事業で買取りとなった移転元地を換地の手法により集約し、東部地域の土地利用マスタープランに基づきスポーツゾーンとしての利用を計画しておりました。しかしながら、昨年年第3回議会定例会の一般質問で高橋建夫議員にお答えしたとおり、その後の各種競技人口の減少や人数の変更に伴い、スポーツゾーンとしての整備を進めなくても現在の町民グラウンドを拡張することによってですね、利用者に十分対応できるものと考えております。

このような背景により、昨年から関係各課で組織する山元東部地区農地整備事業調整連絡会議での土地利用検討部会において、土地の利活用及び維持管理について検討を進めており、その結果を踏まえながら牛橋河口周辺の観光資源の活用を含めた公園周辺の一体的な整備についても、より効果的な活用方法を検討してまいります。

次に、4点目。3種区域の見直しの進捗状況についてですが、津波防災区域の見直しについては、昨年年第3回議会定例会の一般質問で岩佐哲也議員、遠藤龍之議員にお答えしております。町といたしましては、県が来年度以降に交付を予定している津波浸水想定の結果等を踏まえて検討を進める予定としていることから、現時点において3種区域の見直しについては以前と状況に変わりはありません。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）ここで換気のため暫時休憩とします。再開は30分、2時30分とします。10分間換気します。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

2番（橋元伸一君）はい、議長。それでは、再質問いたします。

再質問したいんですが、先ほどの同僚議員がですね、午前中に同じような質問をした中で、町長のほうからなかなかその将来的な、その非農地の活用方法についてこれからだということ、まだ決まっていないうの、何ていうんですかね、回答がありました。私、今ね、質問いろいろ考えてきていたんですけども、聞きたいこと、それでなんか全部飛んでしまって、どういうふうな形でその質問を持っていったらいいかなと今、思っているんです。まず最初にですね、今回私は、東部のほうで被災した土地に関しての質問なものですから、この計画を見ますと非農地っていうのが4カ所に、町内4カ所に、変わっていなければですけども、山元インター近辺、それから花釜から笠野まで、昔の山二小、今の農協の米倉庫あの辺一帯、そこが一番面積が広く取ってあるんですけども、それから坂元の停車場線っていうんですか、坂元産直から旧駅まで行く道路の北側、道路沿いですね。あと、中浜小学校のちょっと南側のところに小さく区分してあるんですけども、まず、この広い被災地区の中でこの4カ所といいますか、3カ所。このような形に、この場所に持ってきた理由が分かれば、町長のほうから。この場所に設定した、ここに持ってきた理由、非農用地をここに集約した……。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。具体的な関係はちょっと私もすぐぱっと出てきません。室長のほうでですね、その辺お答えできればというふうに思いますが。

東部地区基盤整備推進室長（菅原健志君）はい、議長。今のですね、ご質問に対してお答えします。

先ほどですね、ちょっと答弁にもございました、平成28年のですね、10月31日にですね、東部地区のですね、土地利用マスタープランということで、当時ですね、いろんなですね、関係機関を踏まえましてですね、話し合った結果ですね、その非農用地の場所なりですね、あと農地の場所なりですね、そういったところをですね、決定をしてですね、一応、このマスタープランを作成したと。それに基づいてですね、今現在、東部地区のですね、圃場整備が進んでいるということでございます。

以上です。

2番（橋元伸一君）はい、議長。いろいろな環境を考えて整備したものとは思いますが。その山元インター近辺っていうのはね、やっぱりいろんな輸送のことを考えたりとか、そういうことを考えていたと思うんですけども、まずその一番広く取っているのが、先ほど言ったように花釜から笠野の沿岸部について取ってあるんですけども、今の課長の答弁ですと28年の末ですよ、大体その辺。そうすると、その時点でもう5年以上が過ぎているんですね。その5年間、結局どこに集約するか分からないままで、ただ整備していたということになってしまうけれども、なぜそんなに時間がかかってしまったのというのが分かれば町長、分からなければ課長でもいいですが。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど、基本的な部分を担当室長のほうからお答えさせていただきましておりですね、これは地権者の皆様との相当の協議を重ねる中で、土地利用の方向性が決まってきたというふうなところでございますのでですね、基本的にそういうご理解をよろしくお願いを申し上げたいなというふうに思いますし、非農用地についてもですね、今のように一定の盛土ですね、簡単に言えば盛土造成をした形にはなっておりますけれども、当初の段階ではですね、この農地整備事業の中での、いわゆるこの土地の正常化というのは、簡単言えば対象外だというふうなそういう位置づけでございました。要は、その既存の制度の中で非農用地の割合が多すぎるというふうな関係がございましてね、そこまでは補助スキームの対象にはならないと、残念なお話を頂戴

した中で、町としては県と連携しながら国に粘り強くですね、一定の整備支援を求めてきたという中で、ようやくそれぞれの非農用地の接続しているその道路や路面高までは盛土に対する支援を勝ち取ったという、そういう部分がございます。ですから、一定の話合いのもとに決めた区画、そしてまた交付金事業で支援を受けながら県のほうで進めてきてもらった圃場整備、そこから外れた部分については追加でお認めをいただいて、一定の非農用地としての体裁を、形を整えてきていると、そういう結果があるという中で、しかし残念ながらまだ、いわゆる換地ですね、の手续が残っておりますし、いわゆるどなたがそこに張りつくかということが法的に確定しない前には、なかなか個別具体の土地利用の話までは持ち込めないと、そういうタイミングにあるということでございます。

2番（橋元伸一君）はい、議長。それで、先ほどから私が聞いているこの4カ所なんですけど、一応計画によりますと、この産業交流ゾーンというふうな分け方がされておまして、非農地ですから多分企業誘致なりなんなりそういう部分に利用するのかなと思っっているんですけども、それでその沿岸部のこの3カ所のうち、坂元の、旧坂元駅ですかね。と新坂元駅の間はあの道路自体が避難道路になっていますのでいいんですけども、その山下の分と中浜小学校、旧中浜小学校の前にある小さな部分ですね。そこに関しては、計画が変わっていなければですが、一応産業ゾーンとして土地が確保してあるんですけども、そのその避難道路というのはどこを考えていたのか。よそから企業誘致するためには、やはり安全の担保、安全・安心の担保っていうのが必要になってくると思うんです。そういう部分を考えてときに、どこの部分を避難道路として考えていたのか、いるのかというところを町長にお伺いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。どちらの考え方が先、後かという部分もあるかもしれませんが、基本的にこれまでもご説明してきたとおり、我が町にあっては既存のですね、町道、県道、いわゆるその停車場線等々含めてですね。9本、9路線ありました。それは主に1キロ単位でのこの東西の路線、間隔は南北に約1キロですね。約1キロ単位ということで、1キロにという要件を満たさなかったという部分、あるいはその既存の町道があったんですけども、合戦原の、今の笠野から上がってくる、ちょっと路線名あれですけども、あの宮城病院の脇のほう、正面に近いところにですね、出てくるあそこの路線については、前にもお話したとおり新たな避難道路として新浜諏訪原線をその代わりに新設をするというようなことで、都合10本の避難道路を計画をしてきたということでございます。ですから、あとは農地なり、非農用地がそれぞれ張りつき、営農なり活用がされる段階においては、その土地から最も近いところの道路を避難道路として活用していただくと、そういう前後関係になろうかなというふうに思います。

2番（橋元伸一君）はい、議長。今、名前が出ましたね。その新浜諏訪原線のように新たに道路を整備するとなると、もう膨大なお金がかかってしまう。ですから、もともとの既存の道路を拡幅して避難道路として活用する、そういう考え方に関しては私も異論はないんです。ただ、たまたまそのいろんな条件を加味した中で、その中浜小学校の前であれば、ここであればすぐにその前の新しいかさ上げ県道にすぐ逃げろと、通ってね、そこを經由してまずどっちが近いのか、磯の避難道路が近いのか、坂元駅前の避難道路が近いのか、あそこは坂元駅前のほうがよそより高いですから、あそこに逃げれば何とかかなるかなという考えのもとでやったのかなと思いますけれども、その一番広く取ってある、まあ

ここ、山元町の中心ではないですけれどもね、中心ですと太陽ニュータウンの下あたりが山元町のだ真ん中、へそになると思うんですけれども、ここが一番広く取ってあるところというのが、たまたま避難道路の間に入っているんですよね。真ん中に、だから端と端には避難道路があるんですが、まあ、こんなこと言うのなんなんですけれどもね、偶然ですけれども、その山下駅から真っすぐ停車場線ですね、家の前、あそこですと本当にど真ん中に真っすぐ避難道路ができるのではないのかなと。ですが、あの県道で避難道路止まりですよね。下のその、この産業ゾーンまでは道路が行ってないわけですよ。そういうふうな、もともとここに産業ゾーン、さっき町長が言ったね、どっちが先かということないんですけれども、たまたま場所が先だったのか、後だったのかは別としても、産業ゾーンとしてここに企業誘致を考えているのであれば、一番近くて簡単にすつと逃げられる道路として、あそこに橋を架けて、あの下の方まで道路を続けるというふうな構造なんていうのは考えなかったんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。そういう個別のですね、検証をどこまでしたかということについては、それはそこまでの検討は私の知る限りではされてきていないのかなというふうに思います。先ほど言ったように、基本的に既存道路を活用し、足らざるところをカバーする形での新浜諏訪原線というふうなことでございますので、まずはその1キロの中で右に動くか、左に動くかの中で、若干左右の動きがあって、あとはその西側高台に向けてというふうなですね、そういうアクセスがほかの土地利用でもそういう形になっているというふうなことでございます。

2番（橋元伸一君）はい、議長。先ほどの答弁の中で非農地、農地もそうなんだろうけれども、集約する中で民有地と町有地に分かれるという話がありまして、町有地の部分は防災公園なり、防風林、防潮堤、そういう部分に土地を利用したというかね、そういう説明だったと思うんですが、あの町有地の部分っていうのはもう、非農地に関してですけれども、町有地の部分っていうのはもうそういうもので全部いっぱいになってしまって、作業ゾーンというか、その中にはもう町有地としては残っていないんでしょうか。民有地だけというふうに考えてよろしいんですか。さっきの答弁によりますと、その民有地のほうの区画整理といいますかね、換地が確定して権利者の決議をもらわないとその利用ができないということがあって、まだその誘致が進んでいないという説明だったと思うんですけれども、その中にもう町有地っていうのは残っていないんでしょうか。町有地でしたら、まあ残ってるのであればね、そこは先行して進めることもできるのではないかなという視点からちょっとお伺いしたいんですが。

東部地区基盤整備推進室長（菅原健志君）はい、議長。今のご質問にお答えします。

今ですとね、民有地に関しては個人の土地でございますので、そこにですね、ちょっと町有地張りつけることはちょっとできないので、そのほかのですね、町有地におきましては、先ほどちょっと答弁の中にもありましたけれども、牛橋公園の周りの当初スポーツゾーンって形でしていたんですけども、既存のところでですね、活用できるということだったので、その部分がですね、今町有地としてはちょっと空白になっている部分がございます。それについてですね、今町ですとね、内部の関係機関でですね、土地利用部会というふうな形で話し合いを今行っているところ、検討をしているところでございます。

以上です。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。産業ゾーンというふうなご質問というふうなこと

もございますので、私のほうから今のちょっと補足というふうなものをさせていただきたいというふうに思います。今の橋元議員がお尋ねのは、いわゆるその町有地、町有地については、いわゆる1.5線提ですとか、導水路の関係に全てを張りつけたことによって、もう町有地は存在しないのかというふうな問いですよね。それに対してなんですけれども、今、菅原のほうから回答させていただいた、一定の面積については牛橋の球場の南、北、西あたりですかね。そのほかにも、いわゆるその個人利用地としてくくっている30区画、これは大小含めてなんですけれども、この個人利用地の中にも当然町有地は含まれます。一部含まれます。同じように、先ほど来、橋元議員からご指摘いただいている笠野のあの地区はどうかと、あの地区についても、あれはですね、個人利用地ではなくて、自分では土地は使わないと、集約して誰か使う人がいるのであればそこに企業なりなんなりを持ってきてくださいよというふうなのが、いわゆる集団利用地というふうな呼び方をしておりますけれども、当然ながら、その中にも若干の町有地は入っています。なぜ、なぜその町有地がそういったところに混在してくるかといいますと、先ほどの問いに戻るんですが、そのときの問いに戻るんですけれども、どういったそのルールをもって換地の基準を決めるのかというふうなものになります。その換地の基準については、例えばの話です、例えばの話です、農地に関しては戸花川を挟んで北と南は行き来しませんよだとか、あるいは沿岸部、橋元議員のそばの話をさせていただきますと、花笠排水路、大排水ですよね、大排水をまたいで上と下の行き来はこれは駄目ですよ。これに関しては、先ほど菅原のほうから関係機関と協議をしてというふうな話をしましたけれども、そういったルールづくりは実は地元の全体委員、いわゆる換地委員ですよね、換地委員の方々が一定のルールを決めて、その中でやりくりをしているというふうなことで、結果、結果個人利用地が30か所、集団利用が2カ所というふうなことで集積されていると。繰り返しになりますけれども、じゃあその集団利用の中に山元町の土地というふうなものは入っていないのかというふうな問いに対しては、一部ではございますけれども当然ながらそのルールの中では入っているというふうになります。

以上になります。

2番（橋元伸一君）はい、議長。広い大きな部分での町有地ではなく、その全体の中の部分として小さい面積として入っているってことですね。ですから、周り全体が定まらないうちにそこだけというわけにはいかないと、これだけ広大な土地ですので道路も整備したりすると思うんです。そうすると、多分その道路の部分で町有地を利用して造るんだなどというのは思うんですけれども、もし広いあの大きな部分として残っているのであればね、先行して、あのここにも書いてある、回答にもね、さっき町長の回答にもいただいたように、太平洋ブリーディングなんかはね、先行してどんどんああやって企業誘致したわけですから、そのような形でできないのかなと、先ほども何度か言いましたように、午前中の同僚議員のときにね、なんかビジョンが全然ないような、ちょっとこうがっかりするような、ちょっと回答をしていたものですから、さっきも私ね、どうやってこれ進めたらいいのかなと、そのビジョンがないっていうもう一言で終わってしまったので、ここから先どうやって質問して行こうかなって考えていたんですが、あとでね、ここで言うてどうのこうのじゃなくて、町長の頭の中で、有名なんて言ったらおかしいですけども、多分町内の被災した地区、10年もたっていますから、大体頭の中に入ってい

と思うんです。先日も家の前通られましたよね。定期的に車で通って見て歩いているなっていうのは私も感じていたんですけども。ですから、そういう中で自分の中で、ここの今まだこれからなんだと、先ほど同僚議員のときには何もないようなことを言っていたんですが、自分としてはこういう方向で進めていきたいんだとか、そういうものがないと、まるきり今からゼロから考えるんだってなると結構厳しいと思うんですよね。ですから、県の津波に対するシミュレーションなりなんなりというのは大事だとは思いますが、何個かのビジョンをつくっておいて、それでその状況に合わせてどれを選択するか、部分的に修正するとか、そういう形での案というかね、そういう部分っていうのを持ってらっしゃらないのかなっていうふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょう。まるきり白紙の状態なんですか。ある程度のビジョンというか、そういう部分というのはあるのかっていうのを、同じ質問をして大変申し訳ないんですけども、あればお伺いしたいんですよ。もし町長でなくても、課内でね、そういうふうな何か考えていないのかちょっとお伺いしたいんですが。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。現段階ではございません。ちょっとこの9年、10年近くの中で、前にも触れたというふうに今質問を受けて思い出しておりますけれどもね、最初のマスタープランをつくったときの土地利用として、例えば、中浜小学校の校庭をどうする。あるいはその校庭の周りをどうするとかって、その時々いろいろ考えているわけですよ。私がというよりも、この全体の土地利用をどうするっていう、そこの中では例えば、あそこの周辺と一体となったパークゴルフ場整備などできないのかなっていうのはかなり早い段階で出ましたよ。しかし、パークゴルフ場整備を目的とした交付金事業は、これは対象外ですというふうなことも確認できたので、とりあえずそういうふうな考え方は別な一画にということもあって、牛橋公園のほうにスポーツゾーンということで計画を軌道修正といいますかね、そういうふうな多少の変化、変遷というのはございますよ。ただ、問題はお尋ねの部分は非農用地、例えば、わかりやすく言えば太陽光、あれを持ってくるそういう考えは構想としてあるのかどうかとか、そういう部分のお尋ねだと思いますけれども、いろいろあった中で、ちょっとのあれで換地、土地改良と連携して、県と連携してというような、そういうところまでようやく来ていますのでね。皆様に一定の方向性、ビジョンを示すというのが私の立場として非常に大切だということだけは分かっていますよ。分かっていますけれども、さりとて、こういう場面でね、ああだこうだっていうふうに言えば言ったで、またそういう話が、いわゆる先行、独り歩きっていうような部分もございますので、やっぱりこれは一定の熟度を持ってね、あれしませんと、軽々にはという部分はございます。その牛橋公園にしても、先ほどお答えしたような形でね、最初はそういうパーク絡みの土地利用をスポーツゾーンとして牛橋公園に、それでそのあと、ソフトボール協会との話合いなどもありましてね、できればあの辺に牛橋公園、そういうふうにソフトボールの整備などもどうだと、これはまさにこのお話している中で記憶が蘇ってくるわけでございますけれども、旧第二小学校、笠野のですね、あそこのグラウンドの代替的なあれで牛橋公園にそういうふうなものがあればっていうふうなことで検討してきた経緯もございます。結果として今は、先ほどの1回目のお答えしたとおり、町民グラウンドのほうにそういうものを集約したほうがありがたいというふうなことで、今こちらを進めていると、そういう紆余曲折があったりはしますのでね、全然考えてこなかったというわけではございません。ですから、

この圃場整備の事業エリア内で考える部分と、そうでない外れている新浜別荘地、農地整備事業に私参加しませんというそういう土地利用者もいたわけですから、それは当然分けて考えなくちゃいけないですよ。我々としては、先行すべきは計画を持って整備を進めてきているものを優先に進めてきたっていう、これは事実でございますよ。しかし併せて、じゃあ外れているところどうするんだという部分も極力有効活用しなくちゃいけないというようなことで、これはそういう問題意識の中で太平洋ブリーディングの誘致につながっているということでございます。それから、いいところもありますけれども、まだまだ個別具体のこういう関連、こういう系統のものがというふうなところまでは行っていないという、それをいろいろと連絡調整会議の中で確認し合ってきていると、そういう段階だというようなことでございます。

2番（橋元伸一君）はい、議長。今ですね、町長の思いといいますか、考え方っていうのをいろいろ聞いたんですけども、私も含め、人間っていうのはですね、欲が深くて、何かを与えられるとさらにもっと上へ上へと、どんどん上を見ていろいろ欲しくなると言いますかね。ですから、私なんか隣接の市町、たまたま私今、仙台に行くでも何でもね、6号線、4号線通らずにもう浜通り行ったほうが時間的に早いもんですから通ります。たまに相馬のほうにも行ったりもします。そうすると、どうしても身近にある市町村の復興状況っていうのがやっぱり目に入ります。そうすると、前回でしたかね、委員会かなんかのときだと思うんですが、同じように同僚議員もですね、山元町の景色、景観のことをちょっと取り上げて意見を言った議員もいましたけれども、私もそのようにですね、沿岸部走ってきて新地に入るとすごいきれいなんですよ。北のほうに向かって行っても、岩沼、閑上を通過して仙台、あの辺はすごくきれいですよね。どうしてもあそこのイメージが頭に入っちゃうんですよ。かさ上げ道路のそして東側、本当の危険区域1種、山元町で言えばですね、そこを本当に土地を有効活用して多くの人で賑わっていますよね。どうしてもああいうところを見てしまうもんですから、それなのにですね、先ほども町長長々といろいろ言っていたいたんですが、やっぱり目的、目標に向かって事業を進めると思うんです。そうすると、今話を聞いていると農地整備っていうのはただ土地を整備するだけで、それを目的にまず進んでいるのかなと。その先を見据えて、どこにと場所を決めたり、周りの環境を整えたりということを考えていくのではないのかなと。先ほど最初に課長の説明いただいたように、28年というのが出てね、震災からもうその時点で5年過ぎているわけですけども、スタートが遅いんですから、その時点でやっぱりもっと先の目標を持ってそこに向かって整備を進めていくということではないのかなって、私勝手に考えて今日質問考えてきたんです。ただ、でもそこまで全然行ってないということなので、違った方向からの質問したいんですけども、先ほどパークゴルフ場とかいろんな牛橋公園の話も出たんですけども、あとでその牛橋公園についても質問しているのでその部分でそこには触れたいと思うんですが。その非農地の在り方と言いますかね、その農地は今一生懸命畑を造っている方を探したりいろいろしていると思うんですが、その部分でのちょっと疑問というのがやっぱり今の解答では、なかなかちょっと払拭、私としてはね、納得できないと言いますかね。払拭されないですね。この東部のね、事業の中で今までずっと農地のほうを重点的にやってきたんですが、やっぱりその非農地の荒れている部分が目につきまして、やっぱりどうしても今後どういうふうにするのかなっていうふうなところが気になったもんで今日の質問の

中に入れたんですけれども、やっぱりこの状況ではちょっとなかなか厳しいのかなと。もっとやっぱりよく考えるべきではないのかなと、もっと本当言いたいんですけれども、ここの部分だけでもう時間半分使ってしまったので次に移りたいとは思いますが、最後にですね、この部分に関してはやっぱりもっと先の計画を考えて進めていくべきだということを訴えておきたいと思います。

次にですね、今度は農地の部分。農地の部分はそんなに時間かかりません。農地の部分に関してはいい意味でどんどんね、あのひまわり畑もあるし、耕作者が見つかって、いろんな意味でどんどん前向きに進んでいるんですが、1度やっぱり何ていうんですかね、耕作者と言うか、作る方が決まっているのに、何ていうんですかね、耕作されていない土地っていうのがあると思うんです。そういう部分というのは、なんか期限とかそういうのはないんですかね。借りたはいいんだけど、そのまま作らないままにしておいていいということではないですよ。そういうなんか期限みたいなものっていうのはないんでしょうかね。

農業委員会事務局長（佐藤和典君）はい、議長。橋元議員のほうのご質問にお答えいたします。

貸し手が決まった土地をですね、いつまでも耕作しないでいいかということについては、耕作につきましてはすぐしていただきたいというのが貸し手側の考えでございます。ただ、今現在ですね、東部の圃場の中には不具合があったり、あと一気にですね、その担い手の方々が経営の中でですね、一気に耕作できないというような状況もございまして、今のところですね、その状況に合わせて耕作をいただくということになってございます。そういった中で、必ず圃場として使える土地にさせていただいて引き受けたいというのが農業委員会のほうとしてお世話している中での考え方でございます。

2番（橋元伸一君）はい、議長。それで、私なりにね、提案といいますか答弁の中で農地が点在しているという表現が先ほどたしか町長の答弁の中であつたんですよ。その点在しているって私の認識だと、換地して、集約して、畑等、さっき言った農地と非農地って分けたと思うんです。ですから、その農地が点在していて借り手がつかないっていう、たしか回答をさっき答弁の中にあつたと思うんですが、それがちょっと意味分からないんです。その辺どういう意味なのか、その換地っていうのは農地は農地、非農地は非農地でちゃんと集約をして1カ所に集めたんじゃないんでしょうかね。農地が点在していて借り手がつかないというのはどういう意味だったのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですが。

農業委員会事務局長（佐藤和典君）はい、議長。農地が点在してというようなことの部分でございしますが、当初、東部地区の畑地なりにつきましては、一定の経営体によって借りてですね、全部借りていただくような計画で進んでございましたが、整備が進むに当たりましてその地権者の方々の意向が若干ずつずれてきているというような状況もございまして、そういった中でその貸し手と借り手の状況の中で圃場の整備の区画が一部小さいものに変わってしまったとか、そういうことで端ぎれ状況のものが今、若干点在しているというような状況となってございます。

2番（橋元伸一君）はい、議長。そうすると、ごめんなさいね、私ちょっと頭悪いんでちょっと認識不足で。広い土地があつたとして、それをここ借りたい、こっち借りたいって言って部分的に残っちゃったってことですか。貸すときに必ずここからここまでは1つの区画として借り手を探しているわけではないということですか。

農業委員会事務局長（佐藤和典君）はい、議長。当初は、一定程度そういうふうな形でやっている中で割り振りをしたと。そういった中で、今度その中に入っていた方の中で自作でやりたいとか、そういうようなことで線が入ってしまったりとか、そういうところで部分的にですね、圃場の形が悪くなったりした部分もごございますので、そういったものというふうなことでおおむねご理解いただければと思います。

2番（橋元伸一君）はい、議長。ということは、1回借り手が決まったんだけど私やっぱり貸さないわという人も出てくるということですか。それは今でもあり得る話なんじゃないかね。これからもそういうことって。

農業委員会事務局長（佐藤和典君）はい、議長。今のところ、今お話しさせていただきました場所以外のところではないということで、こちらのほう空白のところにつきまして、新たな担い手を今募集しているということで、それ以外につきましては全部今のところ借り手は決まっているというような状況になっています。

2番（橋元伸一君）はい、議長。本当に旧、旧ですね。本当に昔、私が出た第二小学校の跡地、あそこもたしか農地として、ただ今も造らないで残っているんですけども、ああいうふうに新市街地に近い場所、行きやすい場所なんかを家庭菜園用で、つばめの杜とかね、ああいうところに引っ越した方たちに町で小分けして貸し出すっていうか、そういうことなんかは考えられないんでしょうか、町長。何ていうんですかね、畑造りたい人って結構いて、空いている土地をただそのままにしておいて、草ぼうぼうにしておくより、畑造ってもらったほうがいいからって言って貸している人を結構聞くんですよ。ですから、そういうふうな形のね、ものも必ずしもそこで生業というか、収入を上げたいだけではなくて、自分の趣味として作って近所にあげて喜ばれたいっていう人も中にはいると思うんで、そのような発想での考えというのはないかどうかお聞きします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。可能性としては、今の確認の部分も含めてね、いろいろあると思いますよ、それは。いずれ、先ほど来からご説明しているように可能性ありますけれども、まだ本換地にならない中ではですね、1つの構想、案としては持てるかなというふうには思います。

農業委員会事務局長（佐藤和典君）はい、議長。今お話、町長から検討の課題にあるというようなところでお話しいただいたところですが、畑地につきましては基本的には地権者がございまして、地権者組合で貸出しなりなんなりといったところで契約するような状況となってございますので、そちらの部分で今後の検討課題というふうなことで捉えさせていただきます。

2番（橋元伸一君）はい、議長。先ほどもその畑地組合といいますか、換地委員会っていうこと、そちらで決めていると。ということは、町ではなくていろんなその農地なりを貸し借りする部分のルールというのは、自分たちで決めているんだっていうふうな認識でよろしいんですか。町でいろいろ指導、誘導しているということではなくて、委員会っていうのは多分農地を所有している人たちの委員会だと思うので、自分たちのことを自分の中で決めているという認識でよろしいんですか。

東部地区基盤整備推進室長（菅原健志君）はい、議長。今の質問なんですけど、ちょっと今農地整備事業にちょっと関係ありますので、ちょっと私のほうからですね、回答をさせていただきたいと思います。今ですね、農地整備事業のですね、今のこの地元のですね、決め方につきましては、まずですね、地元の代表者を集まりまして、全体委員会ということで

いろいろなですね、保管の話なりですね、あと換地の話なりということで、その下にですね、今度換地委員ということで、その換地の張りつけ先を新しく今回整備された後のですね、どこに誰を張りつけるかというのも地元の代表者が集まりまして換地委員会の中で決めていくというような形になっております。その中でですね、決めていくと、あとその中にですね、今言った、先ほど農業委員会のほうからもお話ありましたですね、畑地ですね、地権者組合というのもですね、その関係の中で入っているということでございます。

以上です。

2番（橋元伸一君）はい、議長。農地に関してもですね、いろんな方の貸し借りの中でですね、話を聞きますので、やはりその土地の所有者、借り手側、借りる側、あと借り手と、借りる側一緒ですね。借りる側と貸す側、ちゃんとどちらもですね、納得ができるようなルールをやっぱり町がきちっと誘導してあげて、それで今後そういう、何ていうんですかね、不満の出ないような形を取っていただきたいと思います。なんかあんまり、何ていうんですかね、不満は聞こえてくるんですけども、よかったという話はあまり聞こえてこないの、その辺をうまく、何ていうんですかね、当事者たちで決めているということではなくて、町のほうでやっぱりその復興事業の一部としてやっているんですから、その辺は進めていただければと、そういうところを訴えておきたいと思います。

続きまして、先ほど町長からもありましたが、牛橋河口とですね、牛橋公園の一体的な整備について考えられないかという部分なんですけれども、先ほどちょっと町長のほうから先に出てしまったんですが、もともとがね、答弁の中だとスポーツゾーンというくりにしていたんですけども、もともとある町民グラウンドのほうの手入れをすればそちらで十分間に合うということで、こちらがそういう部分から抜けたという話だったんですが、スポーツゾーンっていうことであれば、スポーツ何でもいいわけですよね。基本的にさっきそのパークゴルフ場の話もちょっと出たかと思うんですが、もしパークゴルフ場を造るとしてもですね、最初の案の中にはたしか牛橋公園のところも入ってたかに思うんですけども、何人も人の土地を借りて造成して高いお金をかけてやるよりは、もともと町で持っている、先ほど言った、あの牛橋の周りに町有地が点在して、残ったわけですね。であれば、そういうところを使ってその面積に合わせた形での希望のものを考えるということ、そういう発想なんかは出なかったんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この話も以前ですね、この場でお話をする機会があったように私は記憶しているんでございますけれども、先ほど中浜小学校から牛橋公園に考え方がシフトしたということをお話し申し上げましたが、そういう過程ですね、もろもろ考えた中で、やはり地元の皆さんもしかり、外から人も呼べる交流施設というふうなことも考えますと、やはり周辺環境というふうなものも相当程度考慮をする必要があるというようなことでございます。具体的には、臭気対策でございまして、臭気対策でございまして。そんなことも勘案したときには、ちょっとなじまないなというふうな判断をしたものですから、あそこにパークというふうなことについては、その後の検討で丘通りといいましますか、比較的国道から上のほうに変更してきたというふうな経緯がございまして。

2番（橋元伸一君）はい、議長。私この中に通告としては、牛橋公園グラウンドを含む整備ということであれだったんですが、今町長のほうからね、その臭気という話が出まして、臭気に関することは町長も含めて認識はあるというふうなことですね。牛橋の場合です

と、前に、今日こういう話するつもりなかったんですけども、亙理町のほうで、うしちゃんファームですかね、牛の牧場を持ってくるという話がなくなって、今度たしか、同じ太平洋ブリーディングのね、話はその跡地にあって、そうするとやっぱりどうしても地域の人たちにすればですよ、町長が認識しているように、大丈夫だ、大丈夫だと言われましても、今現在そういう事実がある中で、さらにまた違う、匂いしないから大丈夫だって言われても、結局やっぱりそういう部分ってすごく敏感になってしまうんだと思うんです。ですから、何ていうんだろうな、私、今回取り上げたのもその臭気とかどうのではありませんが、やはりその地域の人たちを安心させるという部分もあって、町としてね、できるだけ策を講じてやっぱりあの辺の賑わいを取り戻すと言いますかね、せっかくグラウンドがあるのになかなか使う人がいないとか、それではせっかく公園元に戻したのに使う人がいないというのでは、ちょっとひどいのではないのかなというふうに思うんですが、私があれしたのは、質問した理由というのは、町長が交流人口100万人ということですね、産直施設なんかもでき、本当に夢ではなくて近づいてきているなど、大したもんだなど、すごいなと私は思っています。この町で交流人口がこんなに増えているということは、イチゴのおかげということもありますが、そういう中でサーフィンだけではなくて、あの牛橋から笠野ぐらいままでの間、ちょうど町境ですかね、砂浜が残っているんですよ。そこで今年だと釣りをしてる方がいっぱいいたんです。そのときにふと考えてもやっぱり私が小さい頃のように水遊びをしたりとか、釣りをしたり、牛橋河口っていうのは安全な水遊びのできる場所だったんですよ、深くなくて。ですから、最近ですと台風とか大雨が降ると、もう土砂がどんどん流れてきて土砂が堆積して、それでそれをしゅんせつしたりっていうことでお金がかかったりね。その繰り返しなので、そういう部分も含めて一体的に整備をし直して、昔みたいな形にできないのかなと、あそこ全体をそういうふうな区域として見れないのかなというふうに思って、それでそこにパークゴルフ場、さっき言ったね、できたっていいし、そういうふうな形での整備ということは、町長として発想の中で考えることはできないのかということなんですが、その辺について考えをお伺いしたいんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、パークについては先ほどお答えしたような形でのですね、対応を既に方針を決めて対応をしてきておりますので、その分についてはそういうことのご理解をお願いをしたいと思います。議員が幼少の頃のお話も含めてこの河口の利活用ということですね。これはね、前の震災復興計画の中にも当然といいますか、我々もそういうふうな思いで河口周辺の整備を構想してきたそういう経緯がございます。しじみ等がですね、しじみ狩りができるような環境をまずいち早くというふうな部分がございますけれども、やはり魚釣りであったり、水遊びだったり、場合によってはボートなども浮かべられないのかなんていうね、そんな話はしてきたところでございますので、これは東部一帯これから非農用地なり換地処分等々の進む中でですね、徐々にということにはなりますけれども、未利用地の利活用を含めて一つ一つ取り組むべき課題になろうかなというふうには思っているところでございます。

2番（橋元伸一君）はい、議長。1つ確認しておきたいことがあるんですが、先ほど町長が最初の質問のときにですね、やっぱりその問題は臭気であるというその認識を示していただきました。ということは、今後どんな形であれ、あそこの整備を進めるに当たってはそこの部分というのはどうしても引っかかるんだろうなということで、そこに対する対策、

対応というのは町としても今後考えていくというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。臭気対策についてもですね、これもこの場で各議員の皆様方からも、これまでもご質問等々頂戴する中でですね、お答えをしてきたとおりでございます。町としては環境法令に基づいて県と連携しながら臭気対策を進めてきた、これからもそういうふうな方向でですね、極力その周辺に臭気が漂わないような対策をしていただくように対応していかなければならないなというふうに考えているところでございます。

2番（橋元伸一君）はい、議長。今町長がね、以前にも同じような質問に対して答えてきたと。答えてきて、私もその記憶がありますが、結構な時間がたっております。でも、全然なんか前に進んでいないような気がしますので、その辺はやっぱりそういう認識があるのであれば積極的に関わって町としてできることを協力できる限りの協力をしながら、その企業とですね、地元の人たちによかったと言われるような形での対応を目指してもらいたいと思います。結局また1年後にですよ、同じ質問を誰かがする、私がするか誰かがするか、結局全然前に進んでいないのではちょっと問題、逆に問題だと私は思いますので、その辺はやっぱりそういう認識があるのであれば積極的にその辺はやっていただきたいというふうにそれも訴えておきたいと思います。本当に住民にとっては大変な問題になっていきますので、その辺はお考えいただきたいということで次の最後の質問に行きますが、その最後の質問に行く前にですね、町道のちょうどこれは3つと違う部分なので、今までの3点だと沿岸部の土地利用に関わることで、一番最初に企業誘致ということも出てきたんですが、これも確認というか聞いておきたい。今現在進んでいる風力発電というのは、企業誘致の一環と見てよろしいのでしょうか。計画の中にですね、計画の中にクリーンエネルギーの機種を積極的に誘致するというふうなところが載っています。そのクリーンエネルギー、私もそれは賛成です。そういう部分で、山元町の場合、町が関わってやっているソーラーっていうのがないですよ。個別にはあるのかもしれないですけども、ですからそういう部分で風力発電というところに目をつけたのかなと思うんですけども、それはその企業誘致の一環とみなしてよろしいのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。企業さんがやる事業でございますので、それはそういう形が成立すれば、そういう一環に含まれるだろうというふうには理解します。

2番（橋元伸一君）はい、議長。今の、議長聞いて理解、私ちょっと理解できなかった、もう一度お願いしていいですか。どういう、企業誘致とみなしていいということですか。町が積極的に進める企業誘致だというふうにみなしてよろしいのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。積極的、消極的というふうな部分は別にして、お尋ねのようにそれが企業誘致に該当するのかわわれれば、それはそうでございますというようなことでございますよ。

2番（橋元伸一君）はい、議長。では、風力に関しては企業誘致の一端として進めるということではよろしいですね。そういうふうに認識しました。もし、そういう認識と違うということであれば、町長のほうから言っていただければと思います。

では、最後の4番目の山下駅周辺の土地利用に関してというところでの3種区域の見直しに入りますけれども、この件に関しましても答弁をいただきました。答弁の中では、一昨年、昨年ですね、同僚議員の質問、私もその質問の中身に関して町長がですね、前

向きな回答をしたと、あの時、認識しておりました。あれから多分1年近くたっているのかなと思うんですが、それでその中で先ほども私も言ったんですが、県のほうのいろいろなデータは別として、町として、町の考え方としてある程度の案をつくっておいて、そこに対して県なり国なりの指導があったときに、そのもともとあったものを多少見直すなり、そのまま、だったらこのままで行っていいとね、ここの部分合わないからここを見直すと、そういう形で行ったほうが早いと思うんですね。たしか1年ぐらい前の話だと、すごく前向きに検討するような話、今回は3種区域に限定していますので、1、2種区域、できるところからということでたしかあのとき、同僚議員ができる部分から少しでもっていうことで質問したと思うんですが、それでの進捗状況の確認なんですね。その部分に対して素案なりなんなりというのは、一切つくってないというか、考えていないということよろしいのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。1年前になる中で、期待を持たせるようなという部分があったとすればですね、それはあくまでも見直しのタイミングが県との関係でこういうふうなことが想定されますので、それに向かっているいろいろと可能性のある部分を検討をやぶさかでないですよっていうふうなことは申し上げたというふうには思います。ただ、それについてはまだ県のほうの動き、今検討の途上にございますのでですね、今の段階ではまだご紹介できるような検討状況には至っていないというふうなところでございます。なお、先ほどのですね、企業誘致、単純に言えばああいうふうな説明、お答えを申し上げましたけれども、ご案内のとおりエネルギー政策として、国策として国が自然エネルギーを活用したという、そういう展開の県と一緒に進めている、その適地として山元町に可能性調査の中で可能性が広がってきたという、そういう流れの中での1こまだというふうなことをあえて捕捉をさせていただきたいというふうに思います。

2番（橋元伸一君）はい、議長。ここはその3種区域の見直しについてちょっと続けたいと思います。3種区域というのはですね、津波防災区域1、2、3の中で3種区域があるのは山下地区だけなんですよね。それで、その1年何がし前に質問をされた同僚議員は当時いろんな数字をきちっと調べてきて、隣接市町村との比較までしてたしか町長に質問をした。その中で町長もある一定の部分を認めるというは表現おかしいのかもしれないけれども、ちゃんとやっぱり理解をした上であの答弁をして、私としてはあの前向きな回答だなというふうに受け取って今回に至っているんですが、その何らかの3種区域の見直しに関して、何ていうんですかね、進めても海からの距離とかを考えると、よその市町村との比較をしてもですね、大丈夫だと私も思うんですが、なぜそのなかなかその国とか県とか周りの状況、隣接市町村だって同じ条件なわけですから、最初の設定がこうだったということなんですけれども、そうでないと、今後のですね、定住促進にだって、前回も同じことを言ったんですけれども、どうしてもあの駅寸前まで、津波防災区域ね、防災区域という形になっていますので、企業誘致するにしても、定住促進の誘致をするにしてもね、やはりそのさっき言ったように、地元にいる人がいつまでも危ないような感じの場所を造っておくということ自体がマイナスではないかと、やっぱりそのよそに対しては安全・安心を発信していかなくちゃいけないんじゃないかなっていうふうに思うんです。ですから、危ない場所を無理やり危なくないってうそつけていうことではなくて、いろんな周りとの整合性を考えて大丈夫ではないのかなというふうに思うんです。ですから、そのときが来たらすぐにでも、ぱんとできるような下準備っていうのが必要

だと思えるんですけども、その辺についてはどのように考えているのでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでもお話ししてきましたようにね、あそこの区域の皆さんに一定のその支援策を講ずるための手だてでもあるわけでございますのでね。議員おっしゃるような、これからの利活用を考える側面も大事でございますけれども、一定期間最初の支援に再建につながるような、あの減免措置等をしてきているわけでございますのでね。そのことも十分に勘案していただきながら、我々としてはタイミングを見て次のステップに向けて検討をしていかなくちやなりませんよねというふうなお答えを繰り返してお話ししてきているわけでございますので、他の地域の考え方もそれは大いに参考にすべきだというふうに思いますけれども、町は町のおかれた被災状況なりですね、検討の経緯、経過を踏まえて対応せざるを得ないというふうな状況もございましてすね、もう少しお時間を頂戴できればというふうに思います。

2 番（橋元伸一君）はい、議長。本当にね、質問するたび同じことばかり私も自分で言っているのではないのかなって、ずっとこう思っているんです。でも、前回も言ったように、その制度なりなんなりというのがあるのであれば、その制度の見直しがない限り、さっき言ったようにね、防災区域という区域に指定することによってのいろいろな国からの補助なりなんなりという部分があって、その絡みの中でなかなかその解除できないんだということであれば、私がさっきから言ってるのは、自分としては早急にというか、早い段階で本当はそうやって安心・安全を発信したいんだけど、こうこうこうなんだということであれば、今のうちに下準備って必要じゃないですかと。結局その制度が変わって、はい大丈夫ですよって言われたところからゼロからスタートするということでは、またそこで時間がかかってしまうのではないかと。その辺を町長にお伺いしているんです。同じことを何回も質問して、結局回答が何年たっても、何ヶ月、何年たっても同じことしか返ってこなくて、結局は町長としてはそれ以上の考えはないということでしょうか。私はさっきも言ったようにね、前向きな回答で前向きに考えているんだなあというふうに受け取ったんですが、実はそうではなかったんだなというふうにとってよろしいんですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろその受け止め方、理解の仕方あるかというふうに思いますけれどもね、先ほど農地整備の非農用地でもお答えいたしました。そういうタイミングを見据えて、既にこういう準備もしておりますと、限られた体制の中でこの3種区域の問題も含めて、また事務事業を抱えている中で、いわば優先順位といいますかね、状況を勘案しながらいろいろここにいる管理職を中心に手分けしながらやっているわけですよ。ただ、問題はね、そのお尋ねの部分が毎日のようにそれを検討しているかという、それはしていませんよ。ほかの業務、いろんなものを同時並行に走らせているわけですから、ただ、その前へ前へと、問題意識を持って諸準備を進めるというそのやり方は行政の基本ですよ。私もそういう問題意識を持っていろいろとトップとして各管理職の皆さんにお願いをしてきておるつもりでございます。管理職の皆さんも一生懸命やっております。その中でいろんな成果が出ております。しかし、全てのものが同じテンポできちつきちとね、問われたことが、ああ、納得、納得というふうなそういうわけにはいかない。残念ながら。しかし、そうなるように我々としてもそのために仕事をしているわけですから、そういう姿勢を崩さず、ただ、一方では職員に過度な業務対応というの、これも十分考えざるを得ない。ですから、今回のコロナの関係につい

てもね、こういう部分があるから、この議会の応援を含めていろいろとお願い、ご提案も申し上げてきているというふうなことでございます。そんなこんなもね、ご理解をいただく中で我々としても時期、タイミングを見て少しでも遅れないような、タイムリーな業務推進ができるようにですね、検討をしていかななくちゃいけないというふうに思います。

2番（橋元伸一君）はい、議長。簡単に言うと、ちゃんと準備をして考えながら、準備をしながらやっているというふうに受け取ってよろしいですね。そうであれば、今後のですね、事業の進み具合に期待をして一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（岩佐哲也君）以上で2番橋元伸一君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は3時50分。15時50分とします。

午後3時40分 休憩

午後3時50分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）8番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。8番、遠藤龍之です。2020年第3回山元町議会定例会に当たり、町民の皆さんが要望する諸課題をはじめ、今後のまちづくり、そして今、町民から指摘されている問題等々町政全般にわたる一般質問を行い、町長の所見を伺うものがあります。

1件目は、公共サービスの民間委託化についてであります。

地方自治体の公共サービスの民営化が一部自治体で取り組まれている中、保育や学童保育事業などで民営化に伴う様々な問題が生まれております。一方で、世界に目を向けると長年にわたり民営化の弊害の調査が行われ、再公営化する動きが広がってきているようであります。そこでお伺いいたします。

1点目は、公共サービスの民間委託に取り組む町の考え方についてであります。

2点目は、公共サービスの民間委託に取り組む町の方針決定に至るまでの経緯についてであります。

3点目は、公共サービスの民間委託の現状と問題点及び今後の取組についてであります。

2件目の質問は、入札、契約制度についてであります。

公正性、透明性、競争性が求められている入札、契約執行に当たって町民の皆さんから寄せられている疑問が度々見られます。町民の利益優先の予算執行が求められておりますが、次の点についてお伺いいたします。

1点目は、入札、契約執行に取り組む町の考え方と今までの対応についてであります。

2点目は、高落札など、この間の入札、契約執行に問題はないかということであります。

3点目は、現在の町の入札制度を見直す考えはないか。

以上、2件にわたっての一般質問といたします。町長の誠意あるご答弁、求めまして質問といたします。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、公共サービスの民間委託についての1点目。

民間委託に取り組む町の考え方について及び2点目、方針決定に至るまでの経緯についてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。

国では地方行政サービス改革として、効率的、効果的に行政サービスを提供する観点から民間委託等の推進に努めるよう市町村に要請しております。本町においては、私の就任前にまで遡ります、平成18年3月に行政改革大綱を策定し、効率的な行政かつ効果的に住民サービスを提供できるよう行政責任の確保に留意した上で、業務の民間委託を推進するという方向性を保ちながら行政改革に取り組んでまいりました。また、行政サービスの向上やコスト削減を図る意味においても、民間委託の必要性を十分認識しておりますことから、これまでも積極的に外部委託等を推進し、上下水道事業所の包括的業務委託や公営住宅の管理業務委託等を進めてきたところであります。さらに、昨年度、町職員が行うべき本来業務と外部委託等が可能な業務の仕分けを行ったところであり、会計年度任用職員制度が導入されるこの機を捉え、今年度から行政事務包括業務委託及び地域包括支援センター業務委託について、プロポーザルにより事業者を選定し、委託したところであります。

次に、3点目。現状と問題点及び今後の取組についてですが、一例を挙げれば、平成27年度からの上下水道事業包括的業務委託については、5年間の委託期間が終了し、その履行期間において適正評価点検を実施しており、施設の維持管理、窓口サービス等の業務が適切に履行されたと判断しておりますことから、改めて令和6年度まで5年間の委託としたところであります。また、今年度から新たに外部委託を行っている業務についても受託者現場責任者及び担当課において定期的に情報共有が図られており、窓口での対応を含めスムーズに履行されており、現時点において特段の問題点はないものと認識しております。今後の取組といたしましては、さきの例をはじめ、これまで行ってきた民間委託において適宜評価点検を実施するなどの進行管理を行い、問題は生じていないこと、また、新たな行政需要が出てきている状況の中、限られた職員数での対応が求められていること等を踏まえ、引き続き民間委託の推進や指定管理者制度の活用を図っていくことが必要であると考えております。

次に、大綱第2。入札、契約制度についての1点目。入札、契約失効に取り組む町の考え方と、今までの対応についてですが、地方自治体における入札、契約制度については透明性、競争性、公正性及び経済性を確保することが重要であると認識しております。一方で、地域活性化の観点からは、公共工事を通じて地元企業の育成や振興を図るという視点も非常に重要であると認識しております。これまでも工事の発注に当たっては、工事ごとに規模や工事、工期等と勘案し、施工可能な工事については工区分けによる分割発注等を含め、可能な限り町内業者へ発注を行うよう努めてきたところであります。また、町外業者が受注した工事についても、町内業者が下請けとなる場合も多いため、間接的に町内利用者に対して歓迎されているケースも相当程度あると考えておりますが、引き続き地域内の経済循環につながるよう努めてまいります。

次に、2点目。高落札等うたった入札、契約執行の問題についてですが、本町の昨年度の入札等の落札率は全体として90.1パーセントでありました。今年度の入札等の

落札率は、先月末現在、全体として91.6パーセントであり、昨年度と比較して1.5ポイント増であります。入札等の執行に当たっては公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の関係法令や本町規則等に基づき実施しており、厳正な入札の結果であると受け止めております。

次に、3点目。入札制度の見直しについてですが、現在、他の自治体の状況や架空入札、契約方式のメリット、デメリット等を踏まえ、現行の入札、契約方式に関し改善点等がないか検討を進めており、既に一部見直しを実施しております。具体的には、建設工事に伴う一般競争入札において、入札参加者が1社のみの場合は原則当該入札を取りやめることとしたほか、今月からはダンピング対策として設定している最低制限価格の算定式公表を実施しており、さらに来月からは最低制限価格の事後公表を実施することとしております。入札、契約方式については、不正の排除、公正な競争性の確保、透明性の確保という観点からも、さらなる見直しが必要かを含め引き続き検討してまいります。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。1件目の公共サービスの件につきまして、お伺いいたします。一括してお答えいただいておりますので、一括して再質問にも臨みたいと思います。

公共サービスですね、民間委託に取り組む町の方針決定に至るまでの経緯ということについてですが、お答えいただいたわけですが、私が求めている答えにはなっていないということで改めて確認をいたします。とりわけ、なぜこの問題を取り上げたかと言いますと、そもそもは、大きくは今年ですね、先ほども午前中も質問にありました、包括的行政事務の業務委託ですか、というものが中心で確認したいということがその趣旨なんです。とりわけですね、この間の行政事務の包括業務委託についてですね、これは私、この間も確認してるところなんです。なかなかこれまでの回答ではまだ理解が足りないということで改めて確認するわけですが、とりわけこの行政、今回のですね、業務委託は町の方針の大きな転換点、大きな行為というふうな受け止めから確認するわけですが、どのようなこの期間でこれが検討されてですね、そして結論に至ったのか。どのような機関、組織ですね。何々委員会とかね、プロジェクトとかね、そういう意味での確認ですがいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず基本的にですね、この大きな転換点となったのは、やはり国の法律の施行というふうなところでございますのでね、町自らがというよりは、これは全国の自治体をおしなべて統一的に対応が求められているというふうなことでございます。具体のその内部での、個別具体のですね、業務推進的な部分については担当の総務課長のほうからご説明をさせていただきます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、私からですね、包括業務委託に至るまでの検討の経緯等をですね、こちらのほうをご説明したいというふうに思います。地方自治法等の改正に伴いましてですね、会計年度任用職員というふうなことで臨時職員の雇用ができなくなるというふうなことがございまして、その今、町がですね、臨時職員として雇用している業務について洗い出しを行いというふうなことで、その内容をもとにですね、課長会議等、それから実際にですね、担当しております各課とのですね、業務内容の確認などを行いながら取り組んできております。平成30年度にはですね、課長会等を行い、また、あと各課とのヒアリング、調査等を行いですね、その会計年度任用職員で行

くか、もしくは包括業務委託で行くか、この辺の業務の内容の洗い出し、意見交換を行いながら、そして31年度にですね、最終的な業務の内容等を確認して入札等を行いながら進めてきたというふうなことでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほど、町長が国のほうで、あるいは地方自治法のね、地方自治法改正の中でどこにこの包括業務にしなさいということが載っていますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどお答えしたのは、そういうタイミングが1つ大きな契機になっているというようなことを申し上げただけでございまして、併せて検討を進めてきた地域包括についても同時並行的に対応をしてきたというようなことでございます。（不規則発言あり）基本的な13の職種の取扱いについては、今回の自治法の改正の中でというようなこととなりますし、（不規則発言あり）地方自治法の改正でございませぬ。（不規則発言あり）

議長（岩佐哲也君）挙手して発言願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。地方自治法の改正でございませぬ。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。地方自治改正の中に、この包括業務委託をしなさいということ今町長は言っているんです、それを私確認していることに対して、今の答えですかね、ちょっと。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ちょっと言い違いがあったかというふうに思います。私が言おうとしたのは、「私の質問に対して答えてくださいということを書いてんです。」の声あり

議長（岩佐哲也君）まず、話を聞いてください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。地域包括業務、これの委託については従来の流れの中での対応だと。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、今の町長の答えは全く違っていたということですね。ということで、次に進みます。

どのくらいのね、検討をしたかということを確認しているわけですが、ずらずら何月何日にやったとかって、その中身が問題なんです。本当にどこまで徹底したね、議論がなされたのか。それはいずれ、その会議の会議録を確認すれば分かる話なんでしょうが、それは今ここで求めません。それで、その中でね、どの程度かかっていう、これ大きな過ちを犯してるんですよ。再公告後ね、そしてそれは重要なことがそういったその議論の中でですね、検討の中でそういった問題が起きたと、だから逆に言うと、どの程度のね、この大きな制度を改正するのにどの程度の議論をしたのかっていうことを確認するために、この経緯について確認したわけですが、この件についても先ほどの回答から想像できますので、ほとんどのそういった重要な検討がね、なされてこなかったのかなという疑問を残して、次に移りたいと思います。

それでね、その検討の結果なんですけど、そもそも行政事務包括業務委託を行う目的は、2点ばかり挙げられたとは思いますが、2点について確認します。

議長（岩佐哲也君）包括業務委託についての目的2点。目的についてというお尋ねですが。目的についてということ、包括業務委託をした目的、する目的。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐孝子議員の質問の中でも若干触れましたけれどもね、地方公務員法の改正によってですね、この臨時的任用職員の任用が厳格されたことに伴ってですね、町が任用している臨時的任用職員の任用決定を改める必要が生じたというよう

なことで、職の整理を行った上で施設管理業務等を中心に13の業務を包括的に委託をしてきたというようなことをございます。なお、足らざるところは担当の総務課長のほうから捕捉をさせていただきます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、私のほうからですね、お答えしたいと思います。まず、1つ目としては大きくは行政サービスの向上というふうなことで、民間のですね、民間事業者の創意工夫とかノウハウを活用した効率的、効果的な運営をすると、それからコスト削減というふうなことで民間に出すことによつての町のですね、経費の削減というふうなのが挙げられるのかなというふうと考えております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。私、この、あなたたちが出した資料のほうで確認しているんですからね。ここには明確に行政事務の包括業務委託を行う目的として、①職員の事務負担の軽減、②今言った、スケールメリットによる人件費の抑制というふうに明確に、そしてこれに基づいて進めてきたということを確認したかったわけですが、十分な説明にはなっていなかったということ指摘しておきたい。

それで、2点目のですね、スケールメリット、コスト削減については、その当時2,400万等々のね、数字が示されましたが、今現在、そしてその後、当初予算の中での展開の中で、例えば、学童保育の賃金、それから図書司書の賃金のビフォーアフター、前とあと、についての認識あるかどうか。認識あるかどうかというかね、本来ならばコスト削減ですから減らなくちゃならないはずなんですけど、実態どうだったのか確認します。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。学校図書司書補と、それから学童保育、学校図書司書補につきましてはですね、時給当たり変更できますと630円というふうな金額でございましたが、今回パートタイム的な形で雇用先のほうではプラス30円というふうなことで金額の増は図られております。それから、児童クラブ、放課後児童クラブでよろしいでしょうか。はい、放課後児童クラブですと、こちらの有資格というふうな方もおりまして、こちらについては時給当たり1,010円だったのがですね、一応、移行の予定では1,050円というふうなことで、時給当たりはプラスというふうになっております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。何を確認したかったっていうのはビフォーアフターでね、目的は包括業務委託をする目的はコスト削減を大きな目標として挙げている業者なんですよ。今の説明では、どっちも価格が上がっているということでは、この部分ですよ、この分野についてはですね、業務委託の意味がないのではないかというふうなことを確認したくて今の数字を求めたんですが、その辺の考え方について、これ町長ですね。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどの個別の確認をされましたけれども、問題は全体としてですね、スケールメリットがどういうふうに働いているのかどうかというところが最終的には必要なんだろうというふうには思います。個別については多少の出入りと言いますかね、変動、変化もあるのかなというふうには思いますけれども、具体の数字等については担当の課長のほうかお答えをさせていただきます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。ちょっと私の説明ですね、紛らわしく言ってしまったのかなというふうなことで、まずおわびしたいと思います。今、対比したのはですね、臨時職員であったときの単価から今回雇用された場合の単価というふうなことでお話ししました。臨時職員というふうな形での雇用が町でできなくなるものですから、その会計年度任用職員というふうなことの身分に新たな年度、今年から変わってますので、臨時職員

の給与体系ではなく、会計年度任用職員という形で新たな給与体系の中で雇用されるというふうになりますので、例えば、給料のほかにですね、通勤手当が出たり、それから期末手当という形で支給されというふうなことで、全くですね、今までの令和元年度の給与単価が今回同じであればプラスになって、経費がかかったというふうになりますけれども、臨時職員でなく会計年度任用職員になりますと、単価的に変わってきますので、その中で会計年度ではなく包括業務委託に出すことよっての効果が現れているというふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと今の説明に高尚なというか、理解、私の頭では理解できないんですが。というのは、単純に考えてですよ、何のために包括業務委託したのかと、それはスケールメリット、あのね、コスト削減を目指してというのが大きなこの目玉といいますか目的、のときにこの分野では大幅にこの引き上がっている、もろもろね、単純に計算しますと、前年度の賃金と比べてあれですけどもね。というようなことからの疑問での確認だったわけですが、ちょっと今の説明ではですね、ちょっと私自身は理解できない。本当にこの対象にするべきだった、しかもその背景にはこれは専門性を持つ単純な窓口業務等々の話ではない、施設管理等々の業務ではないんです。これはもう何回も議論してきた経緯があるんですが、そういう背景の中での今の答えでは、ちょっと賃金的にね、そっちのほう为正しいのかどうか、これ今、私もちょっと判断できません。私は違っていると思いますが。ここで改めて全体ということね、話が出ました。全体で実際にやってみて、あの説明どおりの数値でいいのかどうか。2, 400万というのが私の記憶にあるんですが、年間ね。が削減されるというふうな説明だったんですが、そしてそれをその数字で、ああ、これは議会のチェック対象でないからあいづなんんだな。ということだったんですが、その辺の確認いかがでしょう。

議長（岩佐哲也君）時間かかりますか。（「大体でいいです」の声あり）

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。当初のですね、まず4月からスタートしているというふうなことで、まだ正確な数字は申し訳ないんですけども押さえていないというふうなのが事実でございます。ただ、年度当初のその予算ベースで行きますと、本来賃金でありますと昨年度約2億5, 000万ぐらいの予算額に対してございましたが、今回ですね、業務委託というふうなことで、単年度当たり9, 200万、それから会計年度任用職員であれば2億7, 000万ぐらいの一応予算は取っているわけなんですけれども、ちょっと年度途中というふうなことで、その対比の数字については今現在押さえていないというふうなことをご理解いただければと思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。それでは、これは宿題として提起しておきます。

次に、先ほど来も問題指摘されていたことですが、学童保育、あるいは図書司書補の皆さんについて、この間5か月たって問題なしということでありましたが、それでコロナ禍での対応についても説明あったかと思いますが、改めてこの、とりわけこの学童保育あるいは図書司書補の皆さんの対応どうであったのか、というのは町の方針いろいろ学童保育については悪いとかいいという意味ではなくて、方針がいろいろ変更した中でこのというふうな記憶があるんですが、その辺での対応はどうだったのか。確認します。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。それでは、私のほうから学童保育、放課後児童クラブの運営状況について、コロナ禍の運営状況についてお答えさせていただきます。4月以降ですね、新年度ですから4月以降は臨時休校の期間中の対応ですね、特に。学校

が休みになっておりましたので、通常であれば学童は午後からの開所ということですが、学校が臨時休校と4月、5月続きましたので、この期間、朝からの開所という対応となりました。この対応となったんですが、この期間、職員のシフト組みを柔軟にやっただきまして、利用者側にとって不自由なことがないような形で十分対応いただいていたと思います。また、従事いただいた職員は、誠意をもってその期間一生懸命に対応していただいておりますので、併せて感謝も申し上げたいと思います。

議長（岩佐哲也君）町長、民間委託による学童保育関係で何かあれば、今の説明担当課長からありましたけれども、総括して。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。1回目の回答で申し上げましたとおりですね、基本的には特に今のところ問題はないというふうな全体の総括をさせていただきました。それぞれの分野ですね、それぞれのお立場でお力添えいただいている皆様には感謝いたしますけれども、そういう部分、私のところで全体をですね、個々のものまで把握しているかというふうに言われれば、そういう状況にはございませんので、1回目のお答えしたとおりですね、全体としては今のところは特段の問題についてはないというふうに理解しているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺の対応についてですね、いろいろ定期的に情報共有が図られているとかね、ということで対応してきたと、そして先ほどの同僚議員の中での答弁では、定期的に打ち合わせ等々をね、そしてあと月1回を定期的にやってるんだとかというような話がありましたが、そもそも契約時の状況と、その後のコロナ、相当契約にもその辺のね、話あったか、コロナの問題というのはあったかと思うんですが、その後急激に大きく変更、変化した中での対応ということで、何を問題にしたか、業務委託と、本来ならばその年間の契約の中で、もう全てその会社に委託しているわけですね。そこで逆に言うと、町からのね、横やりって言うの、横やりって言うと表現悪いね。お願い等々というのは、どういう形で成立するのかということを確認したいということでの話なんです。実際そういうことが可能なのか、どうなのかも含めてですね。

副町長（菅野寛俊君）はい、議長。当初の契約にない今回のコロナ禍のような対策につきましては、あくまで受託業者との、まず協議を行う、調整をした上で、各業務を担当しております業者のほうのほうですね、担当者のほうが今度はその中で指示を出すということで、直接担当課のほうでその業務をこのようにやってほしいという形はやっぱり取れないものですから、あくまで会社との調整の中で一旦は協議させていただいた上で管理していただいているというふうになっております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういったこともね、その当初の仕様の中でね、約束されているんだっただらば、それはそれで理解できる場所なんですけど、そもそもですね、月1回の協議というのはその当時の契約の中での仕様の中で確認された中身なのかどうか確認します。

議長（岩佐哲也君）契約時だから。いいの、はい。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。ちょっと今、契約書手持ちにないんで、ちょっとその確認はできないんですけども、これまでですね、各業務ごとにですね、例えば随時とか、あとは月1回、あと月2回ということで定例的にですね、行うというふうなことで報告をその都度、解説等を受けておりますので、そういうふうな中で行っているというふうなことで理解しております。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、定期的な協議というのはその仕様の中に入っていたというふうに受け止めます。としたときに、先ほどのスケールメリット、この中にその辺のコストは入ってるんですか。職員の、当然、町職員もそこに参加するわけですから、そういったことも含まってるその2, 400万とかさっき言った、ということになるわけなので、その辺計算の中に入っていたかどうか確認します。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今、遠藤議員からおっしゃられた職員というのは町職員ですか。町職員はあくまでも町のコスト2, 400万のんですか。ここに昨年出した資料の2, 400万は、あくまでもその業務委託とかに出した分であって職員のその経費というか、人件費は見込んでの2, 400万ではないというふうなことです。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。当然ね、そういうふうに付加しなくちゃならないとかね、あるいは減らさなくちゃならないとかね、参加してんだからね。というふうな考えにもなるんです。この件についてはね、ここでいろいろ言っても細かいことになりますので、その辺少し検証してください。今後、改めてまた確認したいと思います。私はね、十分なその、2つ目のそのスケールメリット、コスト削減というのが本当に生かされているかどうかということに大きな疑問を持っているということで、引き続きこの件については確認していきたいと思います。

あと、最後のね、最後というか今後の取組ということに対しては引き続き民間委託の推進、指定管理者制度の活用を図っていくことが必要であるというふうに結んでいるわけですが、今後の取組としてですね、ここで示されているこの新たな行政需要が出てきている状況、これも先ほど来ですね、町長お話ししているんですが、新たな行政需要というのは確認したい、どういう新たな行政需要というのは何ですかということを確認したいです。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。例えば、昨日来からのですね、一般質問の中でもありますように、ICT化行政のデジタル化、これは一定程度という部分もございませうけれども、本格的に取り組まなくちゃならないというそういう事態、側面もあるというふうなことが具体にはあるかなと、遡って言えば、この前、全員協議会等でお示ししたように、この10年間遡ってみればですね、いろんな新しい計画の策定、対応が求められてきているという、そういう流れはこれから5年、10年先もですね、そういう形は想定に難くないわけでございますのでですね、そういうふうなことも含めて、こういうふうなくだりを入れたとお答えをさせていただいたというふうなことでございます。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明では十分納得できない内容です。と言いますのは、行政需要減っていくのもあります。復興関連事業等々ね。今のこの点だけを強調されて、新たな行政需要がいっぱい出てくるから、だから民間委託しなくちゃならないんだというような根拠にはならないということ指摘しておいて、次に、その次に新たな行政需要が出てきている状況の中、限られた職員数での対応が求められているということ、今後のね、民間委託の要因にしているわけですが、限られた職員数っていうのは何人を、先ほど来やり取りありましたけれども、限られた職員数っていうのは何名で、だばったら、対応できる職員数はそれで何名なのということを確認します。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。限られた人数ということでございますけれども、今現在で人数を抑えるのであれば、正職員ですね、の人数で再任用、それから任期付等も含めて203名というふうな人数で、今年度においては派遣職員が25名というふうな方に、実

質今24名というふうになりますけれども、24名の派遣職員の方が来て支援をもらっておりますけれども、来年度以降、この25名がですね、どうなるかというふうなところもまだはっきりしていないというふうなところもございますので、今後ですね、この派遣職員、それから各課の事務事業等を見据えながら業務に当たらなくてはいけないというふうなことで、人数はまず派遣職員はなくなっていくというふうなことを踏まえて、限られた人数というふうな捉え方をしていただければというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。あと何名、今の行政需要をね、行政を執行していくためには何名必要なんですか。言っているんですから、町長ね。限られた、その辺の関係を踏まえて当然そういう背景があつてのこの答弁の中身になっているかと思っておりますので、先ほどの質問の中でもその採用計画があるのかって言ってもないという、ない中でよくこういうことが言えるなという、素朴な疑問もあつての確認です。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、今のお尋ねの中でですね、採用計画がないというふうなくだりがございましたけれども、一定の考え方のもとに、計画のもとにですね、ずっとやってきているというようなことでございますので、誤解のないようにご理解をいただければありがたいなというふうに思います。この業務量と定数定員管理についてはですね、本来であれば一つ一つの積み上げでというのが、これは理想的でございますけれども、なかなかそうもいかないところもございます、これまでお話ししてきた部分で言えば、震災前ですね、平常時の県内の市町村なり全国の市町村における一般会計予算、他の自治体でどういう関係になっているのかというところから推し量れば、一般会計予算と一般行政職員の関係で言うと5,000万、6,000万というそういうお話もしてきたかなというふうに思います。ですから単純にそういう1人当たりのカバーしなくちゃならない予算規模で今の予算になり、今後の予算を勘案するとですね、そこには一定の必要な人数というのが一定程度見えてくると、そういう関係にはなろうかなというふうに思うところでございます。ただ、その特殊要因としては、当然その平常時と、この震災後ですね、急激に膨れ上がった公共事業を中心とした膨大な予算、それは単純比較はできない側面はございますけれども、いずれ基本的にはそういう関係は一定程度成り立つのかなというふうに考えているところでございます。そしてまた、ちょっと時間が経過しておりますけれども、ある場面で同様のお尋ねがあつた際に、漠とした考え方として申し上げてきたのは、震災前の定数が210名でしたか、210名から自立のまちづくりで170名に削減してきたというふうな経緯、経過もございましてですね、いろんな課題、懸案を解決して成果を上げるためには、やはり170名体制ではちょっと無理があろうかなというふうな考え方をお話ししてきた経緯もございまして。今はっきりここで何人なんだというふうなところまでは、ちょっと持ち合わせておりませんが、そういうふうな前後関係の中から一定程度の数値が出されるというようなことでもございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。全くね、言っていることが、計画あるって言っているんだから、その計画を言っただけであればいいですよ。その計画にその数字等々もね、だから、あるわけですから、そして明確にですね、言ってるわけですから答弁として、新たな行政需要が出てきている状況の中で限られた職員数での対応が、限られた職員って明確に言っているんですから、ですから、限られた職員っていうのはあるわけです。あるからこういう表現ができるんですから、それが示されないっていうのは、結果的にその計画

っていうのはないのかなということと、あとやっぱり、答えは多分出てこないと思うから確認するんですが、先ほどね、集中改革、行革の話をしました。170名5年かけて、目標を超えて、あの当時168名だと思ったんですけどもね、そしてあの計画はその中で行政をなささいということ自ら皆さんが決めた計画なんです。だからあとは、だから新たな行政需要というのはどうなんだっつうのを確認、だからその当時よりかはいっぱい行政需要があるから、それに対しての職員が必要なんだということを行っているんだと思う。だったら、当然そのね、それに対する回答にはなっていないと、計画もないということですから、そういうことでしょうね。あと、職員の数がねちょっと大きく違って来るんだけど、203名とあと会計年度職員を含めての203名なのかね。あと上下水道はまた別なあいつだけども。いいです、いいです、もう。大体203人で……。そして、さらに、さらにその民間委託をしなければ、今の町の行政は対応できないということを言っているわけですから、私はそういう状況にはないということをして指摘しておいて、まだまだやっぱり改善の余地がある、しなければならぬということをお伝えしておいて。

次に、入札の件に入りたいと思います。

議長（岩佐哲也君） ちょっとお待ちください。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。高落札に対する回答が90パーセントとかね、ちょっと意識してほしいと思ったんだけど、まあ私のほうの説明も悪かったのか、わざわざ高落札ということ固有名詞で挙げている以上は、何を指しての質問なのかということ十分受け止めておいてほしかった。多分この90パーセントというのは全部の入札、工事関係で見たらどうなのか。私の、ちょっと間違いなければ90パーセント以上がもう半分以上というのが工事関係についての落札率かと思うんですが、その辺とあえずまず確認します。そういう理解でいいかどうか。

企画財政課長（齋藤 淳君） はい、議長。お答えいたします。

今年度の工事に係ります入札の状況でございますけれども、結果といたしましては8月末現在93.7パーセントというような状況となっております。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。これまでということで、私、決算資料見ながら確認しているんですが、これまで31年度については、去年の決算についてはちょっと確認してないんですが、それ以前はですね、工事関係はね、90パーセント以上はね、もう50パーセント以上を超える数値になっているんです。これは2年前に私質問したときにもう確認したところなんです、いかがでしょうか。

企画財政課長（齋藤 淳君） はい、議長。令和元年度の工事に係ります90パーセント以上の入札ということでございますと、その割合で申し上げますと53.7パーセントというような状況でございます。95パーセントにつきましては33.7パーセントというふうな状況となっております。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。こういう数字に対して、町長どう受け止めますか。高落札とかね。町長の思いでいいです。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。先ほどもお答えいたしましたように、これは全体としてのね、

落札率を見た上での認識ということでございますけれども、厳正な入札結果の執行の結果であるというふうに理解をしているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。私は、今ね、担当課長が言った、もう50パーセント以上が、90パーセント以上、世の中ではその業界の中で90パーセント以上、あるいは95パーセント以上になるとね、もう談合等々っていうような疑問が生まれる内容の数字だと言われているんです。それは置いといてですね。まず、山元町で現れている、この90パーセント以上、半分以上という落札率について今確認されたわけですが、その数値に対して町長はどういう思いかということを確認しているんです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、適正な厳正な結果がたまたまそういうふうな割合になっているというふうに思うところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、その結果、事実の結果の確認じゃなくて、その結果に対して町長はどう思われますかということの質問です。議長、きちっと整理してください。

議長（岩佐哲也君）今のあれは、ほら、厳正にやった結果こうだと思っているということをおね、それについてどうのこうのというのは今のところないんだけど、その先は問題とっていないかどうかとかという質問であれば、それなりの質問をしてください。そういう聞き方をしてください。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ありがたいお言葉いただきました。ということで、こういった数字に対して町長は問題があると考えるかどうか、改めて確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどなんかそういうふうに見られているとか、言われているとかというふうな話をされましたけれども、私はそういうふうなお話は認識はございませんので。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今、本音が出て、問題でも何でもないと、山元町では当たり前の状況だというふうに、今の答弁からは受け止めました。これはね、本当に問題であるということはまず指摘、問題発言ですかね、問題だということは確認しておきたいと思えます。

議長（岩佐哲也君）ちょっと休憩しますか。ちょうど1時間たちましたのでね。

議長（岩佐哲也君）10分間休憩します。再開は5時にします。暫時休憩。

午後4時50分 休憩

午後5時00分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。引き続き疑問の確認を行いたいと思えます。

入札、契約方式についてなんですけど、一般競争入札あるいは指名競争入札、主にこの2つの方法で取り組んでおられると思いますが、この辺の使い分けっていうのはどうなっているんでしょうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。一般競争入札と指名競争入札の使い分けということでお尋ねがございましたので、その件についてご説明したいと思います。

基本的には、工事の内容あるいは金額等そういったものを勘案しながら一般競争入札

あるいは指名といった形で対応しているというような状況でございます。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、その辺の基準だったらそういう基準はあるんですか。企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。個別の工事の金額等と見ながら、そういったところは判断しているというふうな状況でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。だから判断する際の基準、例えば、金額とかなんかしたら、金額だったら何千万とかね、何百万とかね、1個上だったらば、一般競争入札にするとかね、条件にするとか、あるいはそれ以外だったら指名競争入札で対応するとか、その辺の基準というのはあると思うんですが、ない中で決めているのかって、ない中で決めているといたらこれまた大問題だと思うんですが、いかがでしょうか。

副町長（菅野寛俊君）はい、議長。指名委員会という立場での部分とはまたちょっと若干切り離れた形にもなるかと思えますけれども、一般的にこれまでの震災以降、大分大きな工事を町では発注してまいりました。その中で基本的な考え方については、先ほど企画財政課長がお話したように工事の内容、そして金額、金額で言えばおおむね1億円というようなところを目安にまずは考えておりましたが、最近の工事の中ではその工種の内容によっては指名競争入札という形で執行できるものもございますということも判断した中でですね、対応してきたところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今も答えになってないんですけれども、基準はあるのか、ないのかということを知りたいんです。あるんだったらある、あるんだったら示していただきたい。それで答えが出てくると思うしね。ないんだたらない、ということだけの質問なんですけど、改めて確認します。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。特定の基準のほうは設定しておりませんが、先ほど副町長からもご説明申し上げたような考え方でやっているというふうなところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ないということが確認されました。本当に大問題だなということが改めて確認されました。

それでは、簡単な確認ですので、じゃあ次にですね、条件付一般競争入札を採用する目的について確認します。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。条件付入札につきましては、例えば、一定の工事の内容ですとかそういった部分で、ある特定の工種であったりそういったものを採用するような場合についても採用いたしますし、あるいはまた、県内の業者といったところでの指定というふうな形を行っているというふうなところもございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。目的は多分あると思うんです。そして、であるならば同じくですね、採用する際の基準、規定っていうのはあるんですか。それに基づいて、これは条件、そしてさらにこの条件の中、本当は条件の中でも、まずその件について確認します。あるか、ないか。

副町長（菅野寛俊君）はい、議長。基本的には、条件につきましてはですね、例えばですが、参加資格要件の中に、まずは町の一般競争入札参加の承認を受けているものというようなところとか、あと、そういうふうなこれまでに、例えば工事が得意な工事であれば、その工事を実績があるかないかというようなところですね、やはり条件に付しております。その理由はやはり、一般的に広く一般競争の場合は、確認をしないで進めるのに当たっては、その業者がどのような業者が参加していただくのがなかなか不透明であるという

部分もあって、そういうふうな条件を付しているケースが山元町の場合はほぼ条件付で進めているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、それを整理したものがあるのかないのかっていうことを確認しているんです。

副町長（菅野寛俊君）はい、議長。やはり、それにつきましては、工事一件一件ごとのその内容に基づいて、その考えをですね、決定する場面もでございますので、明確な基準というよりは、その一件ごとのですね、まずは工事においてどのような条件がふさわしいのかというところは慎重に進めているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。みんな聞いていておかしいと思わないか。何もないとこで、その集まった人たちだけで決めるということですよ、今の話で言うとね。基になるものがないということですよ。この基になるものを私は確認しているんです。ないのね。なければいいんだ、ないで。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。根拠となるものとしたしましては、当然ながら地方自治法施行令のほうで指名競争入札の要件というものが定まっておりますので、これに基づいて指名委員会等で諮って決定しているというふうな状況でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、町独自では整理していないという受け止めてよろしいんですね。今の答弁ではそういうふうな受け止めました。非常に雑な形で決めているのかなと。そうすると、次の質問ちょっと確認できなくなるんですが、条件の内容ね、条件ありますよね、条件付だからね。その条件の中身についての規定もあんのかなという、さらにあるんだったらば、どういうふうな規定されているのかなということを確認したかったんですが、これもそうするとないということなんで、私、単純にするとその条件というのは、地元地域要件とかね、条件付けるときにできるだけ地元の企業が参加できるような条件、外からの大企業、大きな大手資本が入ってこないように一般競争でやるときにその条件をつけて、なるべくその地元企業が取れるような、そういった条件をとというのも条件の中に入っているのかなというふうなことを確認したかったわけですが、それもないということになりますと、さらに今度最低制限価格制度についてもですね、この間説明を受けているようですけれども、もうこれもまた町独自のものというのはいもう設定されていないということが確認できることが分かりました。確認されました。

議長（岩佐哲也君）暫時休憩ですか。何分、10分ぐらいでいいですか。

議長（岩佐哲也君）暫時休憩。10分だけ。

午後5時10分 休憩

午後5時15分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）それでは、ただいまの案件について。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。指名競争入札の考え方でございますけれども、基本的には、例えば県のほうで規定のほうを設けておまして、そういったものを参考にしながら経審の事項でございますとか、あるいは災害時に駆けつけられるように地元の企業、地元といいますか県内の企業といったものを指名しているというようなところで、それ

ぞれの事項に応じて運用を図っているというようなことでございます。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。なんだ、また元に戻った。私が言ったさっきの質問はね、条件付一般の使い分けはどうかっていう、この件についてはどうもないようだというようなことで終わって、その後、条件付一般競争入札の採用する目的ということについて、その際、採用する際の基準規定というのはあるのかというところの確認だったんです。だから、ないんだったらないで、ないようなその答弁だったので、そうするとその、というのが明確だったから次に移るということで、ないものを聞いたって仕方がないんだから、前さ進まないんだから、だからそういうことですねっていうことで終わったと思うんですけども、その辺についての答えはないということなので次に移ると、この質問もそうするとまた答えられなくなるのかな。例えばですね、総合評定値、これでその条件とかいろいろ決められると思うんですが、この辺の総合評定値のこれは何で構成されているのか。点数だよ、こいつね。850点とか900とかね。そして、この総合評定値によって参加できるかできないかという重要なその役割を果たすこの総合評定値という受け止めなんですけど、これは何で構成されているのか。山元町の場合ね。そしてこれはどこで決められているのか。そしてこの件については、毎年この評定値というのは変わるのかどうかということについて、その根拠になるものがあるのかどうかを確認します。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。今、ご質問のございました総合評定値に関してましてですけども、一般に経審と呼ばれていますが、経営事項の審査ということでございませう。これは建設業者さんに関しましては毎年受けることを義務づけられておりまして、その評定値の決定の仕方といたしましては、工事をどのぐらいやったか、あるいは技術者はどのぐらいいるのか。そして、その他会社の福利厚生等、そういった事項を考慮して点数が決定されております。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。確認しますが、そういうものが山元町としてあるのかどうかということも全てその確認なんです。それがなければ、あれば。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。その基準はですね、その経審を受ける際に、建設業の免許を国に受けるか、県から受けるかによって異なるんですけども、その免許を出しているところに毎年点数をもらって、それは業者さんとして持っていて、山元町としては国あるいは県が出しているものをそのままいただいて、準用しているということになります。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。なんで確認してつかということなんですけど、町に、山元町にそれが用意されているのかどうかということの確認なんです。これは、例えばほかの町ではあるんですね。新地とかね、亘理とか、亘理はちょっと見てないな。丸森とか。例えば、土木工事850点以上、こいつ違うのか。競争入札参加者の資格を定める基準とかね。あと、ここのその流れの中でもちゃんと、流れね、これもらったあれだけれども、指名委員会開催要項、入札公告あと指名委員会要請あって、そして多分こういうのに基づいて、あんたは参加資格あるからということなので、初めてそこで審査通って指名委員会に入って、その指名委員会の中でさらに検閲を、検閲というかね。というような流れになっているのかなという受け止めなんだけれども。それが違ってれば違っていいんだけど、その際に必要な資料というかね、判断基準、材料になるかと思うんで

す。ほかのところで出しているものもありますから。だから、それがあのか、ないのかを確認しているだけなんです、なければならない。今の話聞くと、どうもないようだということが確認できました。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろ確認いただきましたが、基本的にですね、今までの説明の繰り返しになる部分もございませうけれども、国なり県で経営審査事項を扱っているというふうなことでございましてね、大きな組織の中でしっかりとした審査をしているという、そういう部分を県内の自治体は100パーセントというふうにはならないかもしれませんが、ほとんどの町村がですね、県の経審での位置づけ、ランクづけというものを採用をして、今、議員がどこどこ町ではこういうものも用意されているという、多分県の経審の点数を採用してそういうふうな整理をしている自治体もあるんだろうというふうに思います。うちの町でも、規則とか規定に明確に位置づけられているかというふうな点で言えば、それは今後に向けて整備を要する点が多々ございませう。大きな考え方、県のやり方を準じて、そのランクづけとかを参考にしながら工種、金額等々で個別に審査をしながら対応してきているというふうな状況があるというふうなことでございませう。可能な限りですね、一定の明文化をしてですね、やはり誰が担当しても考え方に違いがないようにするということが、これは基本的に大切なことでございませうので、引き続きそういうふうな部分に意を用いてまいりたいなというふうに思うところでございませう。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今、私どの項目で質問を確認しているのかといいますと、高落札などこの間の入札、契約執行に問題はないかというところでの確認として、一つ一つ確認しているんです。だからその事実だけここでは伝えていただければいいだけの話ね。それに基づいてこの3番目さ移るといふ流れなんです。今の町長の発言でも、山元町では独自にそういったものは持っていない、規定していないということが明らかにされたところです。あと、指名委員会の役割がね、というのも本当はここ確認したかったんだけれども、なんか議長のほうもね、そんなのは委員会でやれなんてやれなんていうような顔もしているんで、その辺は、本当はそれについても本当は不満なんです、それについても不満なんです。ということをお話しながら、改めて確認します。入札制度の見直し考えはないかという中で、この間、2点ばかりね、示されておるようではありますが、その辺もどういう流れの中でそういう結論が出たのかということに大いに疑問がありますが、その辺についてはとりあえず置いておきます。

町長、この覚えているかどうか、まずですね、今日の質問に対する答弁、全く前回の答弁と同じ表現なんです、まずね。この辺はね、一体、2年間たっているんですよ。全く同じ表現でね、本当にこれは私を侮蔑したような、あれです、この2年間全くね、同じことをしてきているということですか。それ以上前からいろいろ改善、努力している、努めているというふうな答弁なんです、この2年間は少なくとも努めてきたんだけれども、結論、結果は出ていないというふうにとれるわけです。具体的に確認しますと、表現が、まあいいや。2年前に全く同じような表現の答弁なんです、どういう表現だったかと言いますと、答弁、駄目なんだこれな、マスクしていると。今回の読み比べると時間もかかるんだけれども、一方で、これ前回、2年前の答弁ね。「一方で公共工事を通じて地元企業の育成振興を図るという視点も非常に大切なことであると認識しており」今回も見れば皆さん分かるからな。「これまでも工事の発注に当たっては工事ごと

に規模や工種、工期等を総合的に勘案し、施工可能な工事については工区分けによる分割発注等も含め可能な限り町内利用者への発注、行いを努めてきた。」まず、最後の方にね、地元業者の育成振興の観点から分野を限定することなく、引き続き受注機会の確保に努めてまいります。これ2年前の回答です。今回の回答どうだったかといいますと、同じような表現、全くほとんど同じ表現なんです。皆さん原稿持っていますから、多分確認できるかと思いますが。ということなんです、この2年間では、ここに約束したようなですね、施工可能な工事についての工区分けによる分割発注、可能な限り町内業者への発注を行うように努める。努めてまいりますかな。この辺の実績はどうか。とりあえず確認します。もし、資料がないとかなんとかということであれば、それはそれで結構です。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。町内の業者への工事の発注状況でございますけれども、昨年度でございますが、72件の町内業者への発注となっております。一方で、お話のありました29年度等であれば60件ということで、件数については伸びておりますし、また落札金額につきましても伸びている状況でございます。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ところがですね、それは町内企業にね、発注できるような工事がいろいろあったという、まず特別な事情、推移、流れを見ればそれまた確認できるかと思うんですが。という中での、非常にこれはいい結果ですよ。というふうにね、見えています。しかしながら、それ以上に分割発注、小分けにするということを強調しているときに、その72というのが、さらに本来ならばあってもいいのかなど。あるいは、逆に言うとその72の内容がそれでどうだったのか、そういうふうに小分けしたものがそこに入っているということなのかどうかということも本来ならば確認したいわけですが、ここは時間の関係上、その辺の努力に努めてきたということで、まず、とりあえず受け止めておきます。半分くらいの受け止めですけどもね。あとはですね、さらに、先ほど来ね、そのときにいただいた今後の入札契約制度の改革に係る取組についてというのでも示されています。これも2年前です。その中に何が強調されているかといいますれ権利との絡みで本町を取り巻く現状という形でいろいろ述べてありますが、最終的には平成28年度からは一般競争が困難な工事の場合を除き、原則指名競争入札を認めないこととされている。ということが明確に我々に示しているんです。ですから、先ほど言った一般競争でもね、さらにその町内業者をね、時には条件はそういうことで、条件をつけながら一般競争、指名競争入札認めないって言っているんだから、だから一般競争で対応しなくちゃならないということになったときに、町内業者が1社でもこの入札の対象になるように、応札の対象になるような条件が必要だなということで、さっきの確認だったわけですが。こういうふうに述べています。これ、私がつくった資料ではありません。皆さんの中で検討をして決められた結論だと思います。そして、そのさらに、ここが大事なんです、今後の取組ということで、「このような状況を踏まえ本町の入札の透明性をより高め、かつ指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図るため、近隣市町の基準を参考にしながら」近隣市町に基準あるんですね、「本町独自の指名基準の作成に取り組む予定であります」2年前にこれをやると言っているんです。私たちに約束しているんです。「また、今後工事の発注は徐々に減少することを想定されていることから、競争性、公平性に配慮しつつも町内のインフラの維持管理や災害時の対応を担う町内業者

の育成振興を図るため、地元業者との意見交換を重ねながら新たな発注方式等について検討を進めたい」というふうに我々に約束しています。そして、その際に示されているのが先ほど来、確認しているところなのですが、近隣自治体における競争入札指名基準要綱等の状況、工事、そのうちの工事ということで指名競争入札可能な金額ということで1,000万未満は60社ありますよ、2,000万未満が20……、ですよという数字まで我々に示して、今後の取り組みの努力目標として掲げている文書があるわけです。そして我々はそれを見ながら、その後のこれらの取組を注視してきたわけですが、そのこういう町としての努力目標を掲げている中で、その一社入札のみですね、あるいはこの6月議会でいろいろ問題が挙げられたようですが、それから失格が多くて1社のみ、そしてその結果が99.7パーセント。これは町長は当たり前だというような先ほどの答弁でしたが、問題はないと、当たり前というのは問題はないということですね。一方は1社で100パーセントですかね。ということが起きている。問題がね。これはここだけの問題ではなくて、やっぱりここ2、3年の河北を見つとね、登米地方とか栗原地方とかね、最近では多賀城の談合問題ね。逮捕者も出た。あれは本当に申し訳ないんだけど隣町の問題もあるということで。ということで、皆さんこの件については非常に関心が高い中での、の確認だったんです、2年前ですね。それが全然、全然とは言わないんだけど、この件についてね、まず確認していますけれどもどうですか。まず、この2件について、そういうことが、事実があったかどうかのまず確認します。

議長（岩佐哲也君）担当どなたかな。まず、確認。前の資料確認がされているのかな。企画財政課で出しているという、町でまとめたんだらうけれども、それを踏まえた後、町長のほうの確認をしますけれども。その書類、いつ出て、その実行どうなったかという。（「平成30年11月30日、企画財政課、総務民生常任委員会説明資料ナンバー3……」の声あり）町長、町長あれですか。記憶があれば、その辺をひとつ説明いただければ。暫時休憩しますか。何分、5分くらい。

議長（岩佐哲也君）暫時休憩とします。時間は設定しません。集まり次第、連絡しますので。
午後5時30分 休憩

午後5時45分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）先ほどの件について。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お時間を頂戴いたしました。まことにすみません。改めてですね、遠藤議員から確認のあった、町としての取組のですね、経緯、状況を私のほうから最初に概要を申し上げ、担当課長のほうからも捕捉させていただきたいというふうに思っています。

まず、常任委員会の関係については、30年11月30日付の企画財政課作成のですね、資料でもって総務民生常任委員会のほうに、今後の入札、契約制度の改革に係る取組というふうなことで、その中で、先ほど議員のほうからご紹介いただきました、近隣市町の基準を参考にしながらですね、本町独自の指名基準の作成に取り組む予定であるというふうなお話をさせていただいております。その後、12月上旬の課長会議の中

でもですね、今お話しした近隣市町の基準を参考にしながら本町独自の指名基準の作成に取り組む予定だというふうなことも情報を共有をして、さらにその後、12月末にですね、町内の建設業の関係の皆様にはひだまりホールお集まりをいただきまして、私も出席する中で、町の状況、考え方、お話をして意見交換をしてきた、そういう流れ、経緯がございます。具体的にこういう経過をたどる中でですね、どこまでの今、検討状況かというふうなことにつきましては、まだこの指名基準の作成、こうだというふうなところまでは行っておりません。継続的な対応というふうなことになっているというような部分。それから、1回目の議員のお答えにも触れましたように、今年度に入ってからその入札の執行状況を踏まえ、また、その年度内、一定の事業の発注見込み予定もあるというふうなことを踏まえた場合には、できることについては早め早めの改善、改革が必要であるという認識のもとに総務常任委員会等でも、たしか7月下旬にもそういうことをお話を申し上げ、先月末までに全員協議会で説明させていただいたようにですね、一定の改善に取り組んできたということでございます。当初、お示ししたこの基準づくりについてはですね、具体の作成を急ぐようにしてまいりたいなというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。町長の認識なんですが、これ2年前のね、そして先ほど、今の説明の中でその経緯の中で12月に私も参加してということで、十分自覚している中身の問題なんです、この入札のね。その前に一つ一つ確認していったもの何もない、何もないっていう。もし、検討しているならば、自覚して検討しているならば、その時点で今これこれこういうことで検討していますよっていうふうな答えがあつてしかるべきなんですよ。とりわけその具体的な基準等々をね、あるのかどうなのかって、わざわざ確認してきたわけですから。まさにこのことですよ。基準っていうのはね。指名のこういった基準があつて、その何とか委員会とか、指名委員会か、とかであつて、そこでどうするかっていうことで決まるというふうに、これまでのこの流れ等々をね、確認すればそういうことなんだろうなって。だこつたらば、そこでちゃんとね、判断できるような、ちゃんと材料があるんですかというふうなことで、その前に確認してきたものですね、全然とは言えませんが、そういう対応はなされてきていないということが、もうその前にもう確認されている。そして今のね、回答で検討してきたなんていうふうな話ですけれども、到底この信用、その言葉を信ずるわけにはいかない、私はですよ。この経緯を見たときにね。そういう非常にね、この入札、そして今検討をしてきたと言ったのは、多分に6月議会で問題になってそれ以降の改善のね、中身だと、結果だと、私はその件についてもっと確認したかったですけれども、その件についてはもう時間もないし、なかなか大変な、何ていうか職員の皆さんのね、対応を考えますとその辺は次回に移したいというふうに思います。頑張ってくださいたい。今、最後のですね、改善を見直しどうするんだというふうなことで、最終的には町は、町長は入札契約方式については不正の排除、公正な競争性の確保、透明性の確保という観点からもさらなる見直しが必要かも含め、引き続き検討をしていくという宣言なんです、この間の町の対応を見てみますと、先ほどね、この件についてもその約束が守られていません。そういう中でですね、今回もその宣言に信じ、その約束を信じられるかどうかというのは判断に苦慮すると、公明性、透明性、競争性が求められている入札契約執行に当たって、町民から疑問が寄せられないよう、また、町民の利益優先の予算執行、そして今回も約束されたことを守っていただく等々を求めて終わります。

議 長（岩佐哲也君）以上で8番遠藤龍之君の質問を終わります。

議 長（岩佐哲也君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月4日金曜日午前10時開議であります。

以上、お疲れさまでした。

午後5時52分 散 会
